

326
221

工場法ノ施行

静岡縣編

第一輯

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



326
221

部

工場法ノ施行

工場法規其他ニ關スル事項

第一輯

代
贖
寫

靜
岡
縣

326-221

工場法ノ施行第一輯

目次

一	諭告	一頁
二	工場法施行細則	二
三	工場法施行心得	三
四	工場法施行注意方ノ件	三
五	扶助規則(準則)	二
六	工業主ノ心得書	三
七	工場法規註解	四
附	録	
一	工場法	一
二	工場法施行令	六
三	工場法施行規則	一八



工場法ノ施行 第一輯

一諭告

静岡縣諭告第一號

久シキニ亘リ朝野ノ間ニ研究セラレタル工場法ハ愈々本日ヲ以テ實施セラルルコトナレリ工場法ハ職工ヲ保護シテ其ノ身體ト思想トヲ健全ナラシムルト共ニ永ク工業界ニ善良ナル職工ヲ供給スルヲ目的トスルカ故ニ獨リ職工ノミナラス工業主モ亦大ニ其ノ利益ヲ享クルモノト謂ハサルヘカラス之カ爲メ職工ト工業主トハ今後一層戮協シテ各々其ノ本分ヲ盡スコトヲ得ヘク是ニ於テ初メテ産業ノ隆運ヲ呈シ圓滿ナル社會ノ進歩ヲ見ルニ至ラン

サレハ工業主タルモノハ自ラ警メテ法令ノ正條ヲ恪守スルハ固ヨリ言フ俟タヌ又善ク立法ノ精神ヲ體シ俠仁ノ心ヲ以テ職工ヲ愛護シ悦ンテ其ノ業務ニ服セシムルニ勗ムヘク職工モ亦苟モ保護恩惠ニ徃ルルカ如キコトナク益々勵精以テ其ノ天分ヲ盡サンコトヲ冀フ

大正五年九月一日

静岡縣知事 安河内麻吉

二 工場法施行細則

(大正五年八月二十九日
靜岡縣令第三十五號)

- 第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキ又ハ現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ
- 第二條 工場法第二條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
- 一 就業者ノ本籍、住所、氏名及生年月日
 - 二 就業セシムヘキ業務ノ種類
 - 三 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
 - 四 休日及休憩ニ關スル事項
 - 五 就學義務トノ關係
- 第三條 工場法第二條第二項ニ規定セル輕易ナル業務ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ
- 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル國詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
 - 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
 - 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
 - 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

六 其ノ他之ニ準スヘキ業務

第四條 工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上ノ者ヲ就業セシメトスルトキハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ必要アリト認ムルトキハ知事ニ於テ其ノ他ノ條件ヲ附加スルコトアルヘシ

一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト

二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト

三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

第五條 十五歳未満ノ者及女子ヲ使用スル工場ニ在リテハ工場主ハ其ノ就業時間、就業時ノ轉換、休憩及休日ニ關スル事項ヲ遲滞ナク所轄警察官署長ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條 工場法第八條ノ許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニハ其ノ時間、期間及事由ヲ詳細ニ具備スヘシ

第七條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其ノ期間二日以内ナル場合ニ於テハ所轄警察官署長ニ之ヲ爲スヘシ

第八條 工場法第八條第四項ニ規定セル季節ニ依リ繁忙ナル事業ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一 生絲製造業
- 二 製茶業

- 三 果物ノ織詰ニ關スル業務
- 四 天候等ノ關係又ハ原料處理ノ關係ヨリ或季節ノ間特ニ繁忙ナル業務
- 第九條 工業主ハ工場法施行規則第八條第三項但書及第九條但書ノ場合ニハ就業ニ關スル醫師ノ意見ヲ記載シタル書類ヲ徵シ職工ノ健康回復シタル日ヨリ又ハ産後三年ヲ經過スル迄又ハ保存スヘシ
- 第十條 工場法第十五條ノ規定ニ依リ業務上ノ疾病ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ
 - 一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、磷、磷含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物其ノ他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症
 - 二 業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリ、「クロール」、「フルオール」、「フルオール化合物、クローム化合物、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺激性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍
 - 三 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」、「セメント」、「チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹
 - 四 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸
 - 五 高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎其ノ他ノ眼病
 - 六 襠褌、獸毛、革皮其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ペスト」、痘瘡
 - 七 前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認メラルモノ

第十一條 當時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於テ扶助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 工場法施行令第二十四條各號ニ付許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 同條第一號前段ノ場合
 - イ 賃 金 額
 - ロ 貯蓄ノ率又ハ額
 - ハ 貯蓄ノ方法
- 二 同條第一號後段ノ場合
 - イ 賃 金 額
 - ロ 賃金ノ一部ニ代フヘキ給付ノ種類、數量及價格
 - ハ 他ノ給付カ職工ニ利益トナルヘキ事由
- 三 同條第二號ノ場合
 - イ 解雇ノ事由
 - ロ 貯蓄金額
 - ハ 貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル金額
 - ニ 工業主ヨリ給與スル貯蓄金ニ關スル條件

第十三條 工業主工場法施行令第二十五條ノ認可ヲ申請スルニハ其ノ利率、拂戻其ノ他管理ニ關スル方法ヲ詳細ニ具備スヘシ

第十四條 工業主工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 學齡兒童ノ本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 學齡兒童保護者ノ本籍、住所、職業、氏名及學齡兒童トノ續柄
- 三 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 四 休日及休憩ニ關スル事項
- 五 賃 金 額
- 六 尋常小學校ニ通學セシムルモノニ在リテハ其ノ時間及經費負擔ノ方法
- 七 小學校令第三十六條但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルモノニ在リテハ其ノ方法、設備、時間、經費負擔ノ方法及市町村長ノ認可書ノ寫

前項ハ工場法施行令第三十條第二項ノ認可ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ニシテ就業義務免除又ハ就業猶豫中ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ前條第一項第一號乃至第五號及免除又ハ猶豫ニ關スル市町村長ノ指令書寫若ハ市町村長ノ證明書ヲ添付シ知事ニ届出ツヘシ

前項及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第十六條 工場法第十八條第三項ノ認可ヲ申請スルニハ工場管理人ニ選任セラレタル者ノ連署ヲ要ス

第十七條 工場法第十八條第三項ニ依リ認可ヲ要スル工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルモノト認ムルトキ
- 二 未成年者、禁治産者、準禁治産者、復權セサル家資分散者及破産者並工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二箇年ヲ經過セサルモノ
- 三 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三箇年ヲ經過セサルモノ
- 四 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルモノ

第十八條 工場法第十八條第三項ニ依リ認可シタル工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルニ至リタリト認ムルトキ
- 二 禁治産、準禁治産、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 四 工場法規ニ違反シタルトキ
- 五 性行不良ニシテ工場管理人タルニ適セサルニ至リタリト認ムルトキ

第十九條 工場法施行規則第二十二條第一號ノ届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 工場管理人ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月日
- 二 法人トノ身分關係

工場法施行規則第二十二條第二號ノ届出ニハ死亡又ハ解任ノ年月日ヲ記載スヘシ

第二十條 工場法施行規則第二十二條第三號ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ具備シ所轄警察官署長ニ届出ツヘシ

- 一 書類ノ内容ノ概略
- 二 滅失又ハ毀損ノ事由
- 三 滅失又ハ毀損ノ日時

第二十一條 工場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ知事ニ提出スル願届書類ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

前項ノ書類ニハ別ニ法令ヲ以テ定ムルモノノ外工場所在地、工場名、願届者ノ住所及氏名ヲ記載シ捺印スヘシ警察官署長ニ提出スルモノ亦同シ

第二十二條 第一條及第十一條ノ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 第五條又ハ第十五條ノ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ參拾圓以下

ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第二十五條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 黄燐ヲ使用スル燐寸ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付ハ本則施行後二年間ヲ限リ工場法第二條第二項ニ規定セル輕易ナル業務ト看做ス

第二十七條 工業主工場法施行令第三十八條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 工場法施行令第二十二條ノ規定ニ異ル慣習ノ沿革、内容及賃金ノ支拂期
- 二 慣習ヲ改ムルヲ不便トスル事由

第二十八條 工場法施行規則第三十條ノ届出ハ様式第二號ニ依ルヘシ

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ第一條前段ニ規定セル届出ヲ爲スヲ

要セス

第三十條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第五條、第十一條及第十五條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

三 工場法施行心得

(大正五年十一月十六日
訓令乙第三五六號)

- 第一條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ十歳以上ノ者ノ就業ノ許可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ
- 一 工場法施行細則第二條各號ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ
 - 二 就業セシムヘキ業務ノ種類ハ工場法施行細則第三條各號又ハ第二十六條ニ該當スルモノナリヤ否ヤ但シ第三條第六號ニ該當スルトキハ其ノ輕易ナル業務ト認ムル事由
 - 三 工場法施行細則第四條各號ノ條件ヲ具備セリヤ否ヤ但シ同條但書ニ依リ其ノ他ノ條件ヲ附加スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由
 - 四 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ニ在リテハ其ノ就學ニ關シ別ニ工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ受ケ又ハ同法施行細則第十五條ノ届出ヲ爲セリヤ否ヤ
- 第二條 工場法第八條第一項ノ規定ニ依リ同法第三條乃至第五條及第七條ノ規定ノ適用ヲ停止スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由並事業ノ種類及地域ヲ具申スヘシ
- 第三條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ知事ニ提出スル許可ノ申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ
- 一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ

- 二 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ト認めヘキヤ否ヤ
- 三 延長期間、就業時間及休日ノ廢止ハ必要ノ限度ヲ超ユルコトナキヤ否ヤ
- 四 休日ヲ廢止スル場合ニ於テハ其ノ休日ヲ他日ニ繰替ヘシムルコトヲ得サルヤ否ヤ
- 五 當該工場ニ於ケル就業時間、就業時ノ轉換、休憩時間及休日並其ノ實行ニ付平素不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ

第四條 工場法施行細則第七條ノ規定ニ依リ警察官署長ニ爲シタル許可ノ申請ニ在リテハ前條各號並許可ノ申請期間ヲ故意ニ二日以内ニ短縮シテ數回ニ連續申請スルカ如キ弊ナキヤ否ヤニ付調査シ其ノ已ムヲ得スト認ムルモノニ限り遲滞ナク之カ許可ヲ與フヘシ但シ必要ト認ムルトキハ之カ許可ニ相當ノ條件ヲ附スルコトヲ妨ケス

第五條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ左記事項調査進達スヘシ

- 一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ
 - 二 臨時必要アル場合ト認めヘキヤ否ヤ
 - 三 就業時間延長ノ期間一月ニ付通計七日ヲ超ユルコトナキヤ否ヤ
 - 四 工場法第八條第四項ニ依リ認可ヲ受ケタル期間内ナラサルヤ否ヤ
- 第六條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

- 一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ
- 二 當該工場ノ事業ハ工場法施行細則第八條各號ニ該當スルモノナリヤ否ヤ但シ第四號ニ該當スルトキハ或季節ノ間特ニ繁忙ナル業務ト認ムル事由
- 三 申請期間ハ季節ニ依リ繁忙ナル期間ヲ超ユルコトナク且一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超ユルコトナキヤ否ヤ
- 四 當該工場ニ於ケル就業時間、就業時ノ轉換、休憩時間及休日並其ノ實行ニ付平素不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ

第七條

工場法施行令第十六條第三號但書ノ規定ニ依リ扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金額ヲ定ムルノ

必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具申スヘシ

- 一 常該職工ノ本籍、住所、氏名、生年月日及雇入年月日
- 二 當該職工ノ従事セル業務
- 三 扶助事實發生前一箇年間若一箇年ニ滿タサル場合ニ於テハ雇入後ニ於ケル職工ノ勞務ニ對スル報酬給與ノ方法及條件
- 四 扶助ノ原因タル事實
- 五 其ノ地方ニ於ケル當該業務ノ賃金額(男女別及最高、最低、普通額)
- 六 賃金額算出ニ關スル慣習並意見

第八條

工場法施行令第十八條又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依リ扶助又ハ旅費ニ關スル事項ニ付職

權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ審査及調停ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具申スヘシ

- 一 扶助又ハ旅費支給ノ原因
- 二 工業主ト職工又ハ其ノ遺族トノ間ニ爭論アルモノニ付テハ其ノ爭論ノ内容
- 三 醫師ヲシテ診斷又ハ檢査セシムル必要アリト認メタルトキハ其ノ旨
- 四 審査及調停ニ關スル意見

第九條

工場法施行令第二十九條ノ規定ニ依リ徒弟收容規程ノ認可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項

ニ付詳細ニ調査ヲ遂ケ意見ヲ具シテ進達スヘシ

- 一 指導者ノ資格ハ徒弟ヲ監督教習スルニ足ル知識技能及品性ヲ備フルヤ否ヤ
- 二 常時使用スル職工數ヲ少クシテ工場法ノ適用ヲ免レムカ爲又ハ職工ニ關スル工場法規ノ適用ヲ免レムカ爲職工ヲ故意ニ徒弟ト稱シテ收容ノ認可ヲ受ケムトスルモノニアラサルヤ否ヤ
- 三 技能ニ熟練セサル職工ヲ雇入レムトスルニ過キスシテ工場法施行令第二十八條ニ依リ收容スル徒弟ト認ムヘカラサルモノニアラサルヤ否ヤ
- 四 徒弟契約其ノ他收容ノ方法ニ於テ徒弟ノ人身ノ自由ヲ拘束スルノ虞ナキヤ否ヤ
- 五 職工及徒弟ノ取扱ニ付從來不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ

第十條

工場法施行令第三十一條ノ規定ニ依リ矯正ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スノ必要アリト認ムルトキ

工場法施行心得

(二十一)

工場名		氏名		生年月日		届出許可年月日		學齡認可年月日		業務種類		就業時間		休日		休憩時間		就學方法		備考	
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日												
大正	日	大正	日	大正	日	大正	日	大正	日												
日	年	日	年	日	年	日	年	日	年												

静岡県警察署

特別保護職工簿記載例

一 本簿ハ十二歳未満ノ者及學齡兒童(工場法施行令第二十六條)ニ限リ記載スヘシ
 二 十二歳未満ノ者ノ申工場法施行ノ際ヨリ引續キ就業セシムルモノ(工場法第二條但書、同法施行規則第三十條及同法施行細則第二十八條)ノ氏名ノ頭部ニハ〇印ヲ附シ工場法施行後新ニ雇入レタルモノ(工場法第二條第二項、同法施行規則第二條及工場法施行心得

(二十一)

- 三 氏名ハ成ルヘケ前號ニ規定セル順序ニ依リ各別ニ取纏メテ記載スヘシ
- 四 届出許可年月日欄ニハ十二歳未満ノ者ノ雇傭ニ關スル届出又ハ許可ノ年月日ヲ記載スヘシ
- 五 學齡認可年月日欄ニハ學齡兒童ノ雇傭ニ關スル認可年月日ヲ記載スヘシ
- 六 業務種類、就業時間、休日及休憩時間欄ニハ十二歳未満ノ者ノ雇傭ニ關スル許可及學齡兒童ノ雇傭ニ關スル認可ノ條件タルモノヲ記載スヘシ(工場法施行ノ際ヨリ引續キ就業セシムル十二歳未満ノ者ニシテ學齡兒童ノ雇傭ニ關スル認可ヲ受ケルニ及ハサルモノハ本欄ノ記載ヲ爲スコトヲ要セス又十二歳未満ノ者ノ雇傭ニ關スル許可ノ條件ト學齡兒童ノ雇傭ニ關スル認可ノ條件トハ一致スヘキモノトス)
- 七 就學方法欄ニハ工場法施行細則第十四條第一項第六號又ハ第七號ノ事項ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 八 備考欄ニハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルコト、工場法施行細則第十五條ノ規定ニ依リ届出アリタルコト等參考トナルヘキ重要ナル事項ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 九 記事欄ニハ工場臺帳トノ對照其ノ他特別保護職工ノ就業ノ取締上參考トナルヘキ重要ナル事項ヲ記載スヘシ

四 工場法施行注意方ノ件

(大正五年十二月二十一日
工第五二二號依命通牒)

工場法ノ施行ニ關シテハ曩ニ工場法施行心得訓令相成候處尙ホ左記事項ニ付特ニ周到ノ注意ヲ加ヘ其ノ實績ヲ舉クル様致サル可ク依命此段及通牒候也

追テ左記事項中括弧内法トアルハ工場法、令トアルハ工場法施行令、規則トアルハ工場法施行規則、細則トアルハ工場法施行細則ノ略字ニ有之候

左記

第一 工場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ工業主ヲシテ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生

シタル旨ノ届出ヲ爲サシムルコト (法第一條、細則第一條前段、第二十九條)

一 常時十五人未満ノ職工ヲ使用セル工場カ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルニ至リタルトキ但シ工場法施行令第一條各號ノ事業ノミヲ營ム工場ヲ除ク

二 工場法施行令第一條各號ノ事業ノミヲ營ム工場カ常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ且原動機(規則第一)ヲ用井ルニ至リタルトキ

三 前二號ニ該當セサル工場カ工場法施行令第三條ニ掲クル事業ヲ營ムニ至リタルトキ

四 前各號ニ該當スル工場新ニ開設セラレタルトキ

工場ニシテ前項各號ニ該當セサルニ至リタルトキハ工場法ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタル旨ノ届出ヲ爲サシムルコト (細則第一條後段)

第二 工場ニ於テ幼年職工ノ使用ニ關シ左ノ事項ニ付査察スルコト

一 十歳未満ノ職工ヲ使用スルコトナキヤ否ヤ (法第二條)

二 十歳以上十二歳未満ノ職工ニシテ工場法施行ノ際ヨリ引續キ就業セシムルモノニシテ繼續使用ノ届出ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (法第二條第一項但書、規則第三十條、細則第二十八條)

三 十歳以上十二歳未満ノ職工ニシテ工場法施行後許可ヲ受ケスシテ新ニ雇入レ又ハ法令ノ規定其ノ他許可ノ條件ニ違反シテ就業セシムルコトナキヤ否ヤ (法第二條第二項、規則第二條、細則第二條乃至第四條)

第三 十五歳未満ノ者及女子ノ就業時間、休日及休憩時間ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト

一 一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトナキヤ否ヤ但シ工場法施行規則第三條ニ掲クル業

務ニ在リテハ十四時間ヲ超エテ就業時間ヲ延長スルコトナキヤ否ヤ (法第三條、規則第三條)

二 午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトナキヤ否ヤ (法第四條乃至第六條)

三 法定ノ休日及休憩時間ヲ與ヘサルコトナキヤ否ヤ (法第七條第一項)

四 職工ヲシテ晝夜交替ニ就業セシムルモノニ在リテハ十日ヲ超エサル期間毎ニ就業時ヲ轉換セサルコトナキヤ否ヤ (法第七條第二項)

五 就業時間、就業時ノ轉換、休憩及休日ニ關スル事項ノ届出ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (第五條)

第四 病者又ハ産婦ノ就業ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト (法第十二條)

一 法規ニ違反シテ就業セシムルコトナキヤ否ヤ (規則第八條、第九條)

二 疾病ノ傳染豫防ノ處置不充分ナラサルヤ否ヤ (規則第八條第一項但書)

三 病者ノ健康回復セサルモノ又ハ産婦ノ産後五週日ヲ經過セサルモノヲシテ就業セシムル場合ニ醫師ノ意見書ヲ徵セス又ハ法定期間之ヲ保存セサルコトナキヤ否ヤ (規則第八條第三項但書、第九條但書、細則第九條)

法令ニ規定セル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由及條件ヲ具申スルコト (規則第八條乃至第十條)

第五 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ關シテハ左ノ事項ニ付工場ノ扶助規則ト對照シ之カ査察ヲ爲スコト (法第十五條)

一 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ工業主ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明セスシテ左ノ種別ノ扶助ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (令第四條、第十五條)

イ 療 養 費 (令第五條)

ロ 療 養 手 當 (令第六條)

ハ 不具廢疾扶助料 (令第七條)

ニ 遺族扶助料 (令第八條)

ホ 葬 祭 料 (令第九條)

ヘ 打切扶助料 (令第十四條)

二 前號ノ場合ニ於テ疾病、負傷及死亡ノ原因カ業務上ニ基クヤ否ヤ並職工ノ重大ナル過失ニ基クヤ否ヤノ認定ニ付不當ナルコトナキヤ否ヤ (細則第十條)

三 不具廢疾扶助料ノ算出ニ關シ身体障害ノ程度ノ認定ニ不當ナルコトナキヤ否ヤ (令第七條)

四 遺族扶助料ハ資格ヲ有セス又ハ順位ヲ誤レル者ニ支給セルコトナキヤ否ヤ (令第十條乃至第十二條)

五 療養費及療養手當ハ毎月一回以上支給セサルコトナキヤ否ヤ (令第十三條)

六 扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金額ノ計算ニ不當ナルコトナキヤ否ヤ (令第十六條、第十七條、規則第十五條)

第六 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ヲシテ職工負傷疾病月報及職工扶助月報ヲ提出セシムルコト (規則第二十四條、細則第十一條)

第七 職工名簿ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト

一 職工名簿ノ調製及備付ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (令第二十一條第一項)

二 職工名簿ノ記載ハ様式ノ定ムル所ニ違反スルコトナキヤ否ヤ (規則第十六條様式第二號)

- 三 職工ノ生年月日其ノ他ニ虚偽ノ記載ヲ爲スモノナキヤ否ヤ
- 四 職工名簿ノ用紙ヲ法定期間保存セルモノナキヤ否ヤ (規則第十七條)
- 五 職工ノ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テ雇入又ハ解雇ノ記載ヲ爲ササルモノナキヤ否ヤ (規則第十八條)
- 第八 職工ノ賃金ノ給與ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト
 - 一 賃金ニ代ヘテ食事、仕著施、製造品其ノ他通貨以外ノモノヲ給付スル等賃金通貨拂ノ原則ニ違反スルコトナキヤ否ヤ但シ特ニ許可ヲ受ケタルモノヲ除ク (令第二十二條、第二十四條第一號後段、)
 - 二 賃金ノ全部又ハ一部ヲ留保シテ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ賃金ヲ月ヲ越シテ前貸シ若ハ盆暮等ニ一時ニ纏メテ支拂フ等賃金月拂ノ原則ニ違反スルコトナキヤ否ヤ但シ特ニ許可ヲ受ケタルモノヲ除ク (令第二十二條、第二十四條第一號前段、第三十條、)
 - 三 権利者ノ請求アリタルニ拘ラス賃金ノ支拂ヲ遲滞スルコトナキヤ否ヤ (令第二十三條第一項、)
- 第九 職工ノ貯蓄金ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト
 - 一 貯蓄金ノ返還ヲ遲滞スルコトナキヤ否ヤ (令第二十三條第二項、規則第二十條)
 - 二 認可ヲ受ケタルコトナクシテ貯蓄金ヲ管理スルコト又ハ管理ノ方法認可ノ條件ニ違反スルコトナキヤ否ヤ (令第二十五條、細則第十三條)
- 第十 認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スコトナクシテ學齡兒童ヲ職工トシテ雇入レ又ハ徒弟トシテ收容スルコトナキヤ否ヤ並學齡兒童就業及就學ノ方法認可ノ條件ニ違反スルコトナキヤ否ヤニ付査察スルコト (令第二十六條、第三十條第二項、細則第十四條、第十五條)

第十一 職工ノ歸郷旅費ニ關シテハ左ノ事項ニ付査察スルコト (令第二十七條第一項)

- 一 法定ノ場合ニ旅費ヲ負擔セサルコトナキヤ否ヤ
- 二 父兄等ノ保護者ノ住所其ノ他郷里ト認ムヘキ場所ニ至ル迄ノ旅費ヲ支給セリヤ否ヤ
- 三 車馬賃、船賃、宿泊料、辨當料、小遣等旅行ニ必要ナル一切ノ費用ヲ支給セリヤ否ヤ
- 第十二 法令ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項其ノ他工場法規ノ違反行爲ニ付常ニ査察ヲ怠ラス其ノ事態重要ナルモノハ遲滞ナク之ヲ報告スルコト
 - 一 十五歳未満ノ者及女子ヲシテ危険又ハ有害ナル業務又ハ場所ニ就業セシムルコトナキヤ否ヤ (法第九條乃至第十一條、規則第五條乃至第七條)
 - 二 工業主工場法施行区域内ニ居住セサルニ拘ラス工場管理人ヲ選任セサル者ナキヤ否ヤ (法第十八條第二項)
 - 三 工場法施行令第二十二條及第二十三條ノ規定ニ違反スル契約ヲ爲シ又ハ違約金若ハ損害賠償額ノ豫定ニ關スル契約ヲ爲スコトナキヤ否ヤ (令第二十四條)
 - 四 職工ノ雇入又ハ周旋ニ付詐術ヲ用非タルモノナキヤ否ヤ (令第三十三條第一項第二項、第三十四條)
 - 五 就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ノ揭示ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (規則第十二條)
 - 六 扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ周知セシメサルコトナキヤ (規則第十三條)
 - 七 負傷、疾病又ハ死亡アリタルトキ診斷又ハ檢案ヲ爲サシメサルコトナキヤ否ヤ (規則第十四條)
 - 八 職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ノ備付及保存ヲ爲ササルコトナキヤ否ヤ (規則第十九條)
 - 九 工場管理人ノ選任、死亡又ハ解任ノ届出ヲ爲ササルモノナキヤ否ヤ並其ノ届出ニ不備ナル點ナキヤ否ヤ (規則第二十二條第一號、第二號、細則第十九條)

五 扶助規則 (準則)

第一章 總則

第一條 職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本則ニ依リ本人又ハ其遺族ヲ扶助ス

第二條 本則ニ依リ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除ス

第二章 扶助料ノ種類及金額

第三條 扶助料ヲ分テ左ノ六種トス

- 一 療養費
- 二 療養手当
- 三 不具癱疾扶助料
- 四 遺族扶助料
- 五 葬祭料
- 六 打切扶助料

第四條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ療養費ヲ支給シ又ハ本工場指定ノ醫師ヲシテ無償療養

セシム

療養費ハ診療、投藥、手術其ノ他醫師ニ於テ療養ニ必要アリト認メタル一切ノ費用ヲ包含ス

第五條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ其ノ療養中療養手当ヲ支給ス

療養手当ノ金額ハ一日ニ付賃金ノ二分ノ幾何トシ其ノ支給引續キ何月以上ニ涉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ賃金幾何分ノ幾何トス

第六條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ左ニ掲ケル區別ニ依リ不具癱疾扶助料ヲ支給ス

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金何日分
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金何日分
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金何日分
- 四 健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ 賃金何日分
- 五 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金何日分
- 六 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ 賃金何日分

第七條 職工死亡シタルトキハ工場法施行令第十條乃至第十二條ニ掲ケタル順位ニ從ヒ其ノ遺族ニ遺族扶助料ヲ支給ス

遺族扶助料ノ金額ハ賃金何日分トス

第八條 職工配偶者及直系血族ナキトキハ工場法施行令第十二條各號ニ掲クル者ノ中ニ就キ遺言又ハ豫告ニ依リ遺族扶助料ノ支給ヲ受クル者ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ豫告書ニハ指定セラレタル遺族ノ住所、氏名、本人トノ關係及豫告ノ年月日ヲ記載シ署名捺印スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ其ノ葬祭ヲ行フ遺族ニ葬祭料ヲ支給ス
葬祭料ノ金額ハ金何圓トス

第十條 第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治愈セサルトキハ打切扶助料ヲ支給シ以後本則ニ依ル扶助ヲ廢止スルコトアルヘシ

打切扶助料ノ金額ハ賃金何日分トス

第十一條 第五條乃至第十條ノ扶助料金額ハ左記ニ依リ割増ヲ爲スモノトス但シ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一錢トシテ計算ス

- 三年以上勤續ノ者
- 五年以上勤續ノ者
- 十年以上勤續ノ者
- 十五年以上勤續ノ者

- 何割増
- 何割増
- 何割増
- 何割増

何年以上勤續ノ者

何割増

前項ノ勤續年數ハ中斷スルコトアルモ之ヲ通算ス本則制定前ニ雇入レタル者ハ最初雇入レタル日ヨリ起算ス

第十二條 本則ニ依リテ支給スル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

- 一 定額ニ依リ賃金ヲ定メタル者ハ其ノ賃金ノ額但シ賃金ヲ年ヲ以テ定メタル者ハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタル者ハ三十分シタル金額
 - 二 稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定メタル者ハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就業三十日分ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額
 - 三 前二號ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル者ハ發病若ハ事故發生又ハ診斷ノ日ニ於ケル同一業務ニ従事スル職工ノ賃金ノ平均額
- 第十三條 前條ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ食事ヲ支給スル者ハ一日ニ付何錢ヲ加算シ其ノ他ノ給與ヲ支給スル者ニハ其ノ一箇年ノ給與ノ價額ヲ三百六十分シタル金額ヲ加算ス

第三章 扶助請求ノ手續

第十四條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本人又ハ其ノ家族若ハ遺族ヨリ直ニ届出ツヘシ

第十五條

扶助ヲ受ケムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ請求スヘシ
前項ノ請求ハ解雇後一年ヲ經過シタル場合ニ於テハ其ノ効力ナキモノトス但シ工場法施行令ニ定メ
タル特殊ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條

前條ノ請求アリタル場合ニ於テ之カ必要アリト認ムルトキハ左ノ各號ノ書類ノ提出ヲ請求
スルコトアルヘシ

一 不具發疾扶助料ニ付テハ醫師ノ診斷書

二 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ診斷書、檢案書又ハ死亡ヲ立證スルニ足ルヘキ證明書

三 前各號以外ノ扶助料ニ付テハ其ノ之ヲ證明スルニ足ル書類

四 扶助ノ請求者遺族ナルトキハ戶籍謄本又ハ抄本

第十七條

療養費及療養手當ハ毎月何回其ノ他ノ扶助料ハ請求アリタル日ヨリ何日以内ニ之ヲ支給ス

扶助規則作成上ノ注意

一 扶助料ノ種類トシテ第三條ニ掲ケタル六種ノモノハ工場法規上之ヲ欠クコトヲ得サルモノナレト
モ工場ノ便宜上此ノ六種以外ノ扶助料ヲ規定スルモ或ハ工場法施行令第二十七條ニ規定セル歸郷
旅費ヲ扶助料ト看做シテ之ヲ本則中ニ規定スルモ或ハ本則第一條ノ條件ニ依ラスシテ例ヘハ過失

二

ノ有無ヲ問ハス業務ニ基因シテ負傷疾病死亡セルモノ若ハ原因如何ヲ問ハス負傷疾病死亡等ニ付
一切扶助スルコトニ規定スルモ凡テ差支ナシ

扶助料金額ハ工場法施行令ニ規定セル最低限度以上ニ於テ適宜工場ニ於テ其ノ額ヲ定ムヘク又ハ
各種ノ條件ノ下ニ金額ニ差等ヲ設クルモ差支ナシ

工場法施行令ニ規定セル扶助料金額ノ最低限度ハ左ノ如シ

イ、療 養 手 當

一日ニ付賃金二分ノ一、其ノ支給三月以上ニ涉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ハ賃金三分ノ一

ロ、不具發疾扶助料

終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金百七十日分

終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百五十日分

從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又 賃金百日分

ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金百日分

身体ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ業務ニ服スルコトヲ 賃金三十日分

得ルモノ 賃金百七十日分

ハ、遺族扶助料

ニ、葬 祭 料 十 圓

ホ、打切扶助料

賃金百七十日分

三 第十一條ノ割増ハ工場法規上必ス規定スルヲ要スルニ非サルモ此ノ種ノ條項ヲ設クル方工場ノ爲利益ナルヘシ

四 扶助請求ノ手續ハ可成簡易ナルコトヲ要ス、故ニ第十六條ノ規定以外ニ於テ職工ヲシテ一々醫師ノ診斷書ヲ提出セシムルノ規定ヲ設クルカ如キハ避クルヲ可トス

五 扶助料ハ工場法規ノ上ニ於テハ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ支給スヘキモノナレトモ其ノ重大ナル過失ノ存在ハ工業主ニ於テ證明スルノ義務アルヲ以テ職工ヲシテ之ヲ證明セシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得サルモノトス

六 工業主ノ心得書

●工場法(明治四十四年法律第四十六號)及之ニ附帶シタル工場法施行令(大正五年勅令第九十三號)工場法規則(大正五年農商務省令第十九號)及工場法施行細則(大正五年農商務省令第三十五號)等ノ法規ハ本年九月一日ヨリ施行セラルルヲ以テ工業主ハ善ク此等ノ法令ヲ精讀研究シテ違反行爲ナキ様注意セラルベシ
今工業主ノ差當リ心得ベキ事項ヲ左ニ略説スベシ(括弧内法トアルハ工場法、令トアルハ工場法施行令、規則トアルハ工場法施行規則、細則トアルハ工場法施行細則ナリ)

第一 工場法ヲ適用セラルル工場

工業主ハ先ヅ自己ノ工場ガ工場法ヲ適用セラルルヤ否ヤヲ研究シ疑義アラバ警察官署又ハ當廳ニ伺出デラルベシ

(一) 工場法ハ原則トシテ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ適用セラル(法第一條第一項第一號)

工場法ニ於テ職工ト稱スルハ工場ニ於テ職工ト名付タルト否トヲ問ハズ凡テ工場法ノ目的トスル作業ニ關係アル業務ノ勞役ニ従事スル以上ハ職工ト看做サル、故ニ見習工ト云ヒ所謂徒弟ト云ヒ又ハ工場ニ附屬セル荷造場ノ人夫ノ如キ皆職工ニ外ナラザルナリ

次ニ常時トハ「ふだん」又ハ平素ナド云フ意味ニシテ臨時ニ十五人未滿ナルコトアルモ「ふだん」十五人以上ヲ使用スル以上ハ工場法ノ適用ヲ免カルルコトヲ得ズ、又季節ニ依リ行フ事業ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル職工數ヲ見テ常時十五人以上ナリヤ否ヤヲ決スベキモノナリ

(二) 工場法施行令第一條ニ列舉シタル事業ノミヲ營ム工場ハ職工十五人以上ヲ使用シ且原動機(蒸氣機、汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン)ヲ使用スルモノニ限リ工場法ノ適用ヲ受ク、換言スレバ此ノ種ノ工場ハ職工十五人未滿ナレバ假令原動機ヲ使用スルモ工場法ノ適用ナキハ勿論十五人以上何百人ノ職工ヲ使用スルモ原動機ヲ使用セザルニ於テハ全ク工場法ヲ適用セラレザルナリ尙ホ此ノ種ノ輕易ナル事業ノミヲ營ムニ非ズシテ他ノ事業ト兼營スルモノハ前項ノ(一)ニ依リ工場法ヲ適用セラルルコト勿論ナリ(令第一條及規則第一條)

(三) 工場法施行令第三條ニ列舉シタル事業ヲ營ム工場ハ事業ノ性質危險ナルカ又ハ衛生上有害ノ處アリ

ル故其ノ使用スル職工ノ人数ノ多少ニ拘ラズ凡テ工場法ノ適用ヲ受クルナリ(法第一條第一項第一號、令第三條)
工場法ハ以上三箇ノ場合ニ限リテ適用セラレ此ノ以外ノモノハ工場法ニハ關係ナキナリ

第二 本年九月一日ヨリ直ニ實行スベキ事項

工場法ハ九月一日ヨリ施行セラルルモ中ニハ準備ノ爲メ猶豫期間ヲ設ケラレタルモノモアレバ茲ニハ工業主カ九月一日ヨリ直ニ實行セザル可カラザル事項ヲ説明スベシ尙ホ知事ニ提出スル願届書類ハ凡テ工場所在地ノ警察官署ヲ經由スベキモノナル故注意セラルベシ(細則第二十一條)

(一) 男女ヲ問ハズ十歳未満ノ職工アラバ一切直ニ解雇セザルベカラズ(法第二條第一項前段)

十歳以上十二歳未満ノ職工ヲ九月一日ニ使用シ居ラバ直ニ之ヲ解雇スルカ若シ尙ホ引續イテ使用セントセバ九月中ニ知事ニ届出デザルベカラズ(法第二條第一項但書、規則第三十條、細則第二十八條)

十歳以上十二歳未満ノ職工ヲ九月一日以後新ニ雇入ルル際ニハ知事ノ許可ヲ受ケザルベカラズ(法第二項、規則第二條、細則第二十二條、第二十六條)

以上職工ノ年齢ハ凡テ満ニ依リテ計算スベキモノナリ

(二) 十五歳未満ノ者及女工ノ就業時間ハ一日ニ付十二時間以内ニ短縮セザルベカラズ尤モ器械生絲製造業及織物編物業ニ限リテ當分ノ間十四時間以内ト爲スコトヲ得又特別ニ必要アル場合ニハ工場法第八條ノ規定ニ依リ時間ヲ延長スルコトヲ認メラル(法第三條、第八條、規則第三條、細則第六條乃至第八條)

(三) 十五歳未満ノ者及女工ヲシテ中夜業(午後十時ヨリ午前四時迄)ヲ爲サシムルコトヲ得ズ尤モ職工ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムル場合其ノ他ニ付キ例外アリ(法第四條乃至第六條、規則第四條)

(四) 十五歳未満ノ者及女工ニハ一定ノ休憩時間ト休日トヲ與ヘザルベカラズ且其ノ休憩時間ハ就業時間内ニ設ケザルベカラズ(七條)

(五) 十五歳未満ノ者及女工ニハ危険又ハ衛生上有害ナル業務ニ從事セシムルコトヲ得ズ其ノ業務ノ種類ハ規則ニ特定シアリ(法第九條乃至第十一條、規則第五條乃至第七條)

(六) 病者又ハ産婦ノ就業ハ禁止シ又ハ制限セザルベカラズ其ノ病名及期間等ノ條件ハ規則ニ列擧シアリ(法第十二條、規則第八條、第九條、細則第九條)

(七) 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ重大ナル過失ナキ限りハ工業主ニ於テ扶助セザルベカラズ其ノ扶助スベキ場合及金額等ハ勅令ニ特定シアリ(法第十五條、令第四條乃至第十八條、細則第十條)

(八) 眞正ノ徒弟ハ收容規程ヲ設ケテ知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ置クコトヲ得ズ普通徒弟ト稱シ居ルハ幼年工ニシテ眞正ノ徒弟ニ非ザサルモノ多シ斯クノ如キモノハ假令出願シテモ認可セラレザルナリ(法第十七條、令第二十條、八條乃至第三十二條)

(九) 工場管理人ヲ選任スル必要アル工場ニ於テハ直ニ其ノ手續ヲ爲シ知事ノ認可ヲ受ケザルベカラズ(法人ニ於テハ法人ヲ代表スル者及支配人中ヨリ選任シタルトキハ届出ノミニテ足ル)然ラザレバ工業主自身工場法ノ關係ニ付キ一切責任ヲ負ハザルベカラズ、工場管理人ハ名義丈ケノモノハ認可セザルニ付必ズ工場ニ於テ事實上工業主ニ代リ一切ノ

- (十) 権限ヲ有スル者ナラザルベカラズ(法第十八條、第十九條、規則第二十一條、第二十二條、細則第十六條乃至第十九條)
工場ニシテ九月一日以降新ニ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノ又ハ其ノ適用ナキニ至リタルモノハ直ニ其ノ事由ヲ届出デザルベカラズ但シ九月一日ニ於テ現ニ工場法ノ適用ヲ受クルモノハ其ノ適用ヲ受クル旨ノ届出ヲ爲スニ及バズ(細則第一條、第二十九條)

第三 本年中ニ實行スベキ事項

- 九月一日ニ於テ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於テハ左ノ事項ニ限り四ヶ月間ノ猶豫期間アルヲ以テ本年中ニ實行スレバ宜シ尤モ九月一日以降新ニ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノハ此ノ猶豫期間ナキ故直ニ實行セザルベカラザルコト勿論ナリ尙ホ知事ニ提出スル願届書類ハ凡テ工場所在地ノ警察官署ヲ經由スベキモノナルハ前述セル通りナリ(細則第二十一條)
- (一) 扶助規則ヲ作製シテ知事ニ届出ツルコト(令第十條、九條)
之ハ届出ツルコトヲ猶豫シタルニ止マルヲ以テ扶助ノ義務ハ九月一日ヨリ實行スベキハ勿論ナリ
 - (二) 職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ備付クルコト(令第二十一條、規則第十六條)
 - (三) 職工ノ賃金ハ毎月一回以上通貨ヲ以テ支拂フコト故ニ賃金ノ前貸ノ如キ益暮ニ纏メテ支拂フガ如キ物品ニテ給與スルガ如キ凡テ改メザルベカラズ(令第二十二條)尤モ九月一日以前ニ本令ノ規定ニ異ル契約ヲ爲シ居ルモノハ一ヶ年丈ケハ從前ノ契約通りニテ差支ヘナシ(令第三十八條第一項)又本令ノ規定ニ異ル其ノ

- 地方ノ慣習アルトキハ知事ノ許可ヲ受クレバ三ヶ年丈ケハ其ノ慣習通りニテ差支ナシ(令第三十八條第二項、細則第二十七條)尙ホ知事ノ許可ヲ受クレバ職工ニ貯蓄ヲナサシメ又ハ賃金ノ一部分ノ代リニ他ノ給付ヲ爲スノ道モアリ(令第二十四條、細則第十二條)
- (四) 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニハ知事ノ認可ヲ受クルコト(令第二十五條、細則第十三條)
 - (五) 學齡兒童ヲ職工又ハ徒弟トシテ使用スルモノハ知事ノ認可ヲ受クルコト(令第二十六條、第三十條)若シ就學義務免除又ハ就學猶豫中ノ者ナラバ知事ニ届出ツルコト(細則第十五條)
 - (六) 職工ノ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内ニ揭示スルコト(規則第十二條)
之ハ揭示スルコトヲ猶豫シタルニ止マルヲ以テ就業時間、休憩時間及休日ハ九月一日ヨリ實行スベキハ勿論ナリ
 - (七) 十五歳未満ノ者及女工ノ就業時間、就業時ノ轉換、休憩及休日ニ關スル事項ヲ警察官署長ニ届出ツルコト(細則第五條)
 - (八) 扶助ニ關スル事項ヲ職工ニ周知セシムルコト(規則第十三條)
 - (九) 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於テハ職工ノ疾病負傷又ハ死亡ヲバ毎月知事ニ報告スルコト(規則第十四條)
 - (十) 同前ノ工場ニ於テハ毎月ノ扶助額ヲ知事ニ報告スルコト(規則第十一條)

第四 處 罰

以上列擧シタル事項ハ勿論其ノ他ノ事項ニテモ工場法規ニテ命令セル事項ニ違反シタル場合ニハ凡テ罰金科料ニ處セラルベシ

尙特ニ注意スベキハ其ノ違反行爲ガ工業主、工場管理人又ハ其ノ他ノ代表者ノ指揮ニ依ラズシテ其從業者等ガ爲シタル場合ニテモ處罰ハ工業主、工場管理人又ハ其ノ他ノ代表者ガ受ケザルベカラズ尤モ工場ノ管理ニ付テ相當ノ注意ヲ爲シタルコトノ證明ガ成立タバ處罰ヲ免ルルコトヲ得ベシ(法第二十二條第一項)

又實際職工ノ年齢ガ少クシテ法規ニ悖ルトキハ工業主、工場管理人又ハ其ノ他ノ代表者ガ其ノ年齢ヲ知ラズシテ使用シタル場合ニテモ處罰ヲ受クルナリ、尤モ過失ナクシテ職工ノ年齢ヲ知ラザルコトノ證明ガ成立タバ處罰ヲ免ルルコトヲ得ベシ(法第二十二條第二項)

七 工場法規註解

(法トアルハ工場法、令トアルハ工場法施行令、規則トアルハ工場法施行規則、細則トアルハ工場法施行細則ノ略字)

第一 工場法適用ノ範圍

一、工場法ヲ適用スベキ工場 工場法ヲ適用スルハ左ニ掲クル工場ニ限り其ノ他ハ工場法ニ關係ナ

- (イ) 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場
- (ロ) 常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ且原動機ヲ用井ル工場(令第一條)

(ハ) 事業ノ性質危險有害ナル工場(令第三條)

即チ令第三條ニ掲グル事業ヲ營ム工場ハ職工數ノ多少及原動機ノ有無ニ拘ハラズ凡テ工場法ノ適用ヲ受ク(ハ)、次ニ令第一條ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ハ職工數十五人以上ニシテ且原動機ヲ用井ルモノニ限り工場法ノ適用ヲ受ク(ロ)、其ノ他ノ工場ハ職工數十五人以上ナレバ原動機ノ有無ヲ問ハズ凡テ工場法ノ適用ヲ受ク(イ)、

二、常時ノ意義 工場法第一條ニ所謂「常時」トハ「平素」又ハ「ふだん」若ハ「原則トシテ」ナドノ意味ナリ、故ニ例ヘバ一ケ年ヲ通ジテ職工十五人以上ヲ使用スルコト多ケレバ時ニ二十四人以下ニ減ズルコトアルモ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ト認ム、之ニ反シテ職工十四人以下ヲ使用スルコト多ケレバ時ニ十五人以上ニ増スコトアルモ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場トハ認メザルガ如シ

三、季節工場ト常時 例ヘバ製茶工場或ハ醬油工場ノ如ク一ケ年ヲ通ジテ操業スルニ非ズシテ或短期間ノミ特ニ操業スル性質ノ工場ニ在リテハ其ノ期間内ニ於テ職工十五人以上ヲ使用スルコト多ケレバ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ト認ム

四、職工ノ員數ト工場法ノ適用 危險有害工場(令第三條)ハ職工ノ員數ノ多少ニ拘ハラズ工場法ヲ適用セラルレドモ其ノ他ノ工場ハ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルニ非ザレバ工場法ニハ一切關係ナシ

五、原動機ト工場法ノ適用 工場ニシテ原動機ヲ用井レバ職工數十五人未滿ニテモ工場法ヲ適用セ

ラレ又之ニ反シ職工數如何ニ多クモ原動機ヲ用非ザレバ工場法ヲ適用セラレザルモノナリト考フル者アレドモ之ハ何レモ誤解ニシテ工場ニ對シ工場法ヲ適用スルヤ否ヤヲ決スルニ當リ原動機ノ有無ハ一切關係ナシ、只令第一條ニ掲グル菓子業、製酒業等ノ如キ業務ノ工場ニ限リテ職工數十五人以上ニテモ原動機ヲ使用セザレバ工場法ノ適用ヲ受ケズト云フニ過ギザルナリ

六、令第一條工場ト職工數 工場法施行令第一條ニハ十二種ノ業務ヲ掲ケ其ノ業務ノミヲ營ム工場ハ工場法ノ適用ヲ除外スルモ原動機ヲ用非ルモノハ適用ヲ受クル旨ノ規定アルニ依リテ職工ノ員數ノ多少ヲ問ハズ原動機ヲ使用スレバ悉ク工場法ノ適用ヲ受クルモノナリト解釋スルモノ少ラズ、條文ノ文字上無理モナキコト乍ラ之ハ誤解ニシテ本條ハ職工十五人以上ニシテ且原動機ヲ用非ル工場ニ限リテ工場法ヲ適用シ職工數十五人未滿ノモノハ勿論假令職工數十五人以上ナルモ原動機ヲ用非ザルモノニハ一切工場法ヲ適用セザルノ法意ナリ

七、工場ノ分離 同一工場内ニ區劃ヲ設ケ其ノ工業主ヲ異ニスルモ職工ハ之ヲ通算シテ法ノ適否ヲ決定シ而シテ工業主ハ各別ニ法律上ノ義務ヲ負フベキモノトス

八、同一地域内ニ於ケル工場 工場ニシテ同一地域内ニ存スル以上ハ假令境界ヲ設クルモ凡テ同一工場ト認ム

九、工場ノ分割 管卷女工ヲ眞田工場ヨリ分離シ別個ノ地域内ニ在ル建物ニ收容スルトキハ工業主ノ名義如何ヲ問ハズ獨立ノ工場ト認メ其ノ職工數當時十五人未滿ナラバ工場法ノ適用ヲ受ケズ

一〇、管卷工場 管卷女工ノミヲ使用スル工場ニテモ原動機ノ有無ニ關セズ女工數當時十五人以上ナルニ於テハ工場法ノ適用ヲ受ク

一一、鍛冶業 鑄造場ノ如ク金屬ヲ熔融スル業務ヲ行フコトナク單ニ鍛冶ノミヲ營ムモノハ令第三條第三號「金屬ノ熔融又ハ精鍊」ニ包含セズ

一二、煙火(花火) 煙火ハ令第三條第六號「火工品」ナリ

一三、足袋裁縫業 同一區域上ニ設置セル工場内ニ於テ十五人以上ノ職工ヲ使用シテ織物工業ヲ爲ス外ニ十二名ノ職工ヲ使用シ原動機ヲ用非ズシテ足袋ノ裁縫業ヲ爲ス場合ニ於テハ一括シテ工場法ノ適用ヲ受ク

一四、鐵道會社ニ於ケル作業工場 鐵道會社ニ於テ其ノ事業ニ使用スル機關車其ノ他ノ車輛類ヲ修繕スル爲ニ特定ノ作業工場ニ於テ當時十五人以上ノ職工ヲ使用スル場合ニ在リテハ工場法ヲ適用ス

一五、鍛冶ト金屬ノ乾燥研磨 主トシテ鍛冶業ヲ營ムモノカ其ノ工程ノ一部トシテ鑪其ノ他ノ器具ニテ削磨スル場合ハ令第三條ニ所謂金屬ノ乾燥研磨ノ事業ニ包含セズ

一六、仕上鐵工ト金屬ノ乾燥研磨 仕上鐵工ヲ營ムモノガ研磨機等ノ機械ニテ防熱劑(水、石鹼、)ヲ用非ズ鑄鐵ノ如キモノヲ仕上グ或ハ金剛砂砥石ニテ及物其ノ他ノ金屬ヲ削磨スルガ如キ事業ハ令第三條ニ所謂金屬ノ乾燥研磨ノ事業ニ包含ス、但シ旋盤ニテ切削ニ依リ仕上ヲ爲スモノニ付テハ防熱劑ヲ用非ザル場合ト雖乾燥研磨ノ作業ニ包含セズ

- 一七、**金屬品ノ熔接、切斷** 酸素アセチリン瓦斯ヲ應用シテ金屬品ノ熔接又ハ切斷ヲ爲スモノハ令第三條ノ所謂金屬ノ熔融ニ包含セズ
- 一八、**度量衡器製造業** 度量衡器製造業中單ニ水銀ヲ使用シテ木桿ノ目盛ノミヲ爲ス業務ハ令第三條ニ所謂水銀ヲ用非ル計器ノ製造ノ中ニ包含セズ
- 一九、**數箇所ノ發電所** 一電氣事業會社ノ支配ノ下ニ相離ル數里ノ位置ニ數ヶ所ノ發電所アリ各所專屬ノ職工數ヲ各別ニ計フレバ十五人未滿ナルトキハ合計十五人以上トナルモ工場法ノ適用ナシ
- 二〇、**石材採掘場** 石材採掘場ニ於テ採掘ノ際周圍ヲ削リテ一定ノ寸法ヲ有スル立方形ノモノトシ他ヘ搬出シ需要ニ供スルモノト雖モ斯ノ如キ石材採掘場ハ主トシテ採掘ヲ爲スモノト認メラルルニ付工場法ヲ適用スベキモノニ非ズ
- 二一、**木糸織又ハ木片織** 木糸ヲ以テ經緯糸一本宛互ニ組合スル平織組織ニシテ手織機械ヲ以テ織成スル木糸織又ハ木片織ト稱スルモノハ工場法規ニ所謂織物及經木ノ手工品ニ包含セス從テ常時使用スル職工十五人ニ達スルトキハ工場法ノ適用アリ
- 二二、**魚骨ノ乾燥** 鯨其ノ他ノ魚骨ヲ乾燥シテ肥料ヲ製造スル業務ハ溶劑ヲ用非テ油脂ヲ採收スルノ事實アラバ格別然ラザレバ單ニ乾燥シテ肥料ヲ製造スルハ乾燥研磨ニ非ザルヲ以テ常時使用ノ職工十五人ニ達セザレバ工場法ノ適用ナシ
- 二三、**螺殼ノ切扱** 螺殼ヲ切扱イテ卸ノ材料ヲ製造スルモ乾燥研磨スルノ作業ヲ爲サザルニ於テハ

常時使用ノ職工十五人ニ達セザレバ工場法ノ適用ナシ

- 二四、**電氣鍍金業** 電氣鍍金業中工程トシテ被鍍物ヲ研磨機「レース」ニ電動力ヲ使用シテ「パフ」ナル磨布ニ「トリポリー」又ハ「マツチレス」ヲ附着シテ研磨シ仕上グルモノハ令第三條ニ所謂金屬ノ乾燥研磨ノ事業ヲ營ムモノニシテ從テ工場法ノ適用ヲ受クルモノトス
- 二五、**作業一部ノ請負** 工場ノ作業ノ一部ヲ他人ニ請負ハシムルモ同一工場内ニテ作業スル以上ハ職工數ヲ通算シテ工場法ノ適用ヲ決スベキモノトス
- 二六、**生絲業ト製茶業トノ兼營** 同一建物内ニ於テ生絲業ニハ職工五十人製茶業ニハ職工十四人ヲ使用スルモノハ兩業ヲ兼營スルモノニシテ同一工場トシテ工場法ヲ適用ス
- 二七、**織物ト「カーバイト」製造** 織布會社ノ同一構内ニ於テ一方ニテハ織物ヲ爲シ一方ニテハ「カーバイト」ヲ製造スルモノハ共同ノ工場ト看做シ常時使用職工通算十五人以上ナルトキハ工場法ノ適用ヲ受ク
- 二八、**漆器工場** 漆ヲ製造スルモノニ非ズシテ漆器製造ノ如ク單ニ之ヲ使用スルモノハ令第三條第七ニ該當セズ
- 二九、**荷造ノ專業** 藥品又ハ化粧品ノ小分ケヲ爲スガ爲獨立シタル工場ヲ有シ數種ノ藥品又ハ化粧品ヲ袋入レ若ハ傭詰トシ之ヲ包裝シ標紙ノ貼付及裝飾ヲ施スコトヲ專業トスル者常時職工十五人以上ヲ使用スルトキハ法第一條第一項第一號ニ該當スル工場ナリ

- 三〇、**自家用活字ノ鑄造** 活版工場ニ於テ自家用活字ヲ鑄造スルガ如キ鑄造専門業ニ非ザルモノモ金屬ノ溶融工場ナリ (令第三條)
- 三一、**醬油製造工場**ニ於ケル樽ノ製造 令第一條ニ依リテ工場法ノ適用ヲ除外セラルベキモノハ同條掲記事業ノミヲ營ム場合ナルヲ以テ醬油製造工場ニ於テ併テ樽ノ製造ヲ爲ス場合ニ在リテハ兩者ヲ合シ其ノ常時使用スル職工十五人以上ニ達スルトキハ工場法ノ適用ヲ受クルモノトス、尤モ醬油製造ノ業務ト樽製造ノ業務トガ全然獨立セル工場ニ於テ營マルル場合ニ在リテハ法ノ適否ハ各別ニ之ヲ決ス
- 三二、**常態ニ於ケル職工數** 醬油又ハ酒製造業ノ如キ業務ノ性質上其ノ常態ニ於テ十五人以上ヲ使用シ且原動機ヲ用弁ル期間アルトキハ周年工場法ノ適用ヲ受クベキモノトス
- 三三、**發電所ト「カーバイト」製造工場** 「カーバイト」製造工場ニ送電スベキ發電所接近シテ同一構内ニ在ルトキハ總括シテ工場法ヲ適用スベキモノトス
- 三四、**晝夜交替ノ職工數** 職工ヲ二組ニ分チ晝夜交替ニ就業セシムル場合ニハ職工數ハ晝夜ノ分ヲ合算シテ工場法ノ適否ヲ決スベキモノトス

第二工場

一、**工場ノ意義** 工場法ニ所謂工場ノ意味ニ關シテハ的確ナル定義ヲ下スコト困難ニシテ箇々ノ場

合ニ於テ各種ノ資料ト四圍ノ事情トヲ參酌シテ決定スルノ外ナキモ大体工場トハ職工ヲ使用シテ製造(原料ト名稱ヲ異ニスル)若ハ加工(原料ト名稱ヲ異ニセザルモ之)又ハ仕上ゲ、仕別ケ、包裝、荷造(既ニ製造加工品ヲシテ單獨ニ又ハ集團的ニ一定ノ形態又ハ外裝ヲ有セシムルコト)等ノ作業ヲ或ル期間ニ涉リ繼續シテ爲スヲ目的トスル一定ノ場所ヲ謂フ(發電機及蓄電所ハ直ニ此ノ說明ニ該當セザルモ工場トス)

二、**工場ト認ムベキモノ** 左記ノ如キモノハ工場ナリ

- イ、船渠及舢舨渠
- ロ、艦樓、紙、屑絲、屑繭ノ選別所
- 三、**工場ト認メザルモノ** 左記ノ如キモノハ工場ト認メズ
 - イ、**建築場** 但シ大建築ヲ爲ス場合ニ於テ長期ニ涉リ一定ノ設備ノ下ニ材料其ノ他ニ付製造加工ヲ爲ストキハ其ノ場所ニ限リ又ハ建築場全体ヲ通ジテ工場ト認ムル場合アルベシ
 - ロ、海岸其ノ他ノ場所ニ於ケル露天ノ和船建造場但書前項ニ準ズ
 - ハ、土石ノ採掘場
 - ニ、獨立セル瓦斯又ハ石油ノ貯藏場
 - ホ、養蠶所又ハ蠶種製造所
 - ヘ、屠獸場
 - ト、鯨船

チ、浚渫船

リ、商店其ノ他ニ附屬スル荷造場但シ工場ニ附屬セルモノハ工場ノ一部トス

ヌ、監獄ノ勞役場、養育院、又ハ精神病院其ノ他特殊病院内ニ於ケル作業場

ル、學校及官公立試験場ニ於ケル作業場

ヲ、河原又ハ草野等ニ於ケル晒場但シ工場ニ接續シ又ハ之ニ附屬セルモノハ工場ノ一部ト認ムルコ

トアルベシ

ワ、組合員ノミガ使用スル生産組合ノ作業場

四、**繭ノ乾燥場** 獨立シタル繭ノ乾燥場ハ繭ノ取引時期ニ於テ一二週間乾燥ヲ行フコト一周年間二

三回ニ過ギザルヲ普通トス斯ル乾燥場ハ工場ニ非ズ

第三 職工及徒弟

一、**職工ノ意義** 職工ノ意味ニ付テモ工場ト同様の確ナル定義ヲ下シ難ケレドモ大体職工トハ作業

場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本体タル業務ニ付勞役ニ従事スルモノ及直接ニ其ノ業務ヲ助

成スル爲勞役ニ従事スル者ヲ謂フ即チ工場ノ主タル作業ハ勿論之ニ關係アル作業例ヘバ場内運搬、

工場設備ノ手入、修覆等ノ勞役ニ従事スルモノヲ包含ス

二、**職工ト認ムベキモノ** 左記ノ如キハ職工ト認ム

(イ)(ロ)(ハ) 勞役ヲ直接ニ指揮監督スル工長、伍長、職工長ノ類

(イ)(ロ)(ハ) 工場建物ノ修繕ノ爲ニ常時使用シ居ル大工又ハ左官職

(ハ) 臨時職工、日雇ノ職工

三、**職工ト認メザルモノ** 左記ノ如キハ職工ニ非ズ

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ) 専ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル人夫、便所、寄宿舎ノ掃除夫及賄方

門衛、給仕

生糸工場ニ於ケル教婦

山林内ニ於ケル伐木運搬ノ業務ノミニ従事スル者

(ホ)(ニ)(ハ) 工場外ニ於テ電線路ノ保守ノミニ従事スルモノ

四、**運搬仲仕** 工場ニ於テ製品ヲ運搬スル際ニ場内ヨリ荷馬車等ニ積込ム迄ノ運搬及荷積ヲ爲シ停

車場ニテ其ノ荷卸シ貨車積ヲ爲スヲ以テ主業トスル運搬仲仕ト稱スル者ハ職工ニ非ザレドモ作業場

内ニ於ケル勞役ニモ従事スル場合ハ其ノ仕事ノ内容如何ニ依リ職工ト認ムベキ場合アルベシ

五、**職工ト人夫トノ區別** 職工ト人夫トノ別ハ其ノ操ル所ノ業務ヲ以テ標準トス即チ主トシテ作業

場内ニ在リテ當該工場ノ目的トスル作業ノ本体タル業務ニ付勞役ニ従事スル者及其ノ業務ヲ助成ス

ル爲勞役ニ従事スル者ヲ職工トシ主トシテ作業場外ニ在リテ間接ノ補助作業ニ従事スル者ヲ人夫ト

ス、之ニ依リテ決シ難キトキハ工業主若クハ被傭者ノ意志ヲ參酌シテ之ヲ分別ス

- 六、請負ニ依ル職工 工場ノ業務ニ従事スル者ニシテ其ノ操業ガ性質上職工ノ業務タル以上ハ雇傭關係ガ直接工業主ト職工トノ間ニ存スルト或ハ職工供給請負者、事業請負者等ノ介在スル場合ヲ問ハズ一切其ノ工業主ノ使用スル職工トシテ取扱フ
- 七、船内掃除夫 單ニ船内ニ於テ注水、雜巾掛ケ等ノ如キ普通掃除ノ業務ノミヲ爲ス者ハ職工ニ非ズ然レドモ苟モ機械其ノ他パイプ、器具等ノ取附ケ取外シ其ノ他之ニ準スベキ業務ヲ爲ス者ハ職工トス
- 八、カンカン蟲 入渠船舶ノ汽罐掃除ノ爲船渠會社ノ臨時傭使スル所謂「カンカン」蟲ト稱スル少年ハ職工トシテ取扱フベキモノトス
- 九、茶拾ヒ及事務員 茶再製工場ニ於ケル茶拾ヒハ職工ト認ム、事務員即チ帳簿ノ整理及會計事務ヲ探ルモノノ如キハ職工ニ非ズ
- 一〇、西行 旅費調達ノ目的ニテ臨時ニ雇傭セラルル所謂「西行」ナル勞役者ト雖一定ノ報酬ヲ與ヘテ雇入ルル事實アル以上ハ雇傭時間ノ長短ヲ問ハズ職工ト認ムベキモノナリ
- 一一、内職 原料ヲ自宅ニ持チ行キテ内職ヲ爲スモノハ職工ト認メズ
- 一二、場外ノ運搬人夫 工場ノ柵外ヨリ工場迄材木ヲ運搬スル勞役者ハ職工ニ非ズ
- 一三、家族 家族ハ職工ト認メザルヲ原則トス、但シ家族ニテモ雇傭契約ニ依リ一定ノ報酬ヲ支給スル場合ハ職工ト認ム

- 一四、製材工場ノ請負仕事 製材工場ノ職工長ガ征割ノ仕事ヲ工業主ヨリ請負ニテ引受ケ其ノ工場ノ職工ト他ヨリ別ニ雇入レタル職工トヲ使用シテ作業ニ従事シ其ノ事業ノ損益ハ請負人タル職工長ノ責任ト爲シ職工長ト工業主トハ全ク別箇ノモノナリト雖モ被傭者全部ヲ工業主ノ職工トシテ取扱ヒ之ニ工場法ヲ適用スルモノトス
- 一五、製材委託者ノ職工 自己ノ材木ヲ製材工場ニ委託シテ製材ヲ爲ス者其ノ出來ノ後製材工場内ニ十五人以上ノ職工ヲ率ヒ來リテ結束ノミヲ自ラ爲ス場合ニ於テ製材委託者ノ職工ト雖常時作業場内ニ在リテ勞役ニ服スル場合ハ工業主ノ使用スル職工トシテ取扱フベク然ラザル場合ハ製材所ノ職工トシテ取扱フニ及バズ
- 一六、運搬專業者 新聞社等ニ於テ新聞紙ヲ賣捌店ニ運搬スル爲印刷場構内ノ荷造場ニ運搬シ之ヲ包裝シテ直ニ賣捌店ニ運搬スル者及紡績會社等ニ於テ甲乙倉庫間ニ運搬スルコトヲ專業トスル者ノ如キハ職工ニ非ズ
- 一七、女工補助ノ幼者 妻楊子製造工場ニ於テ其ノ女工中自己作業ノ補助トシテ幼者ヲ同伴シ來リ其ノ傍ニ於テ簡易ナル楊子揃ヲ爲サシムルモノノ如キハ獨立シテ就業スルニ非ズ又工業主トノ間ニ特別ノ雇傭關係ナシト雖職工トシテ取扱フベキモノトス
- 一八、繭乾燥ノ爲ノ勞務者 製絲工場内ニ於ケル繭ノ乾燥室ハ工場ノ一部ナルヲ以テ乾燥ノ爲臨時雇入ルル勞務者ハ職工ナリ

- 一九、保護職工及特別保護職工 保護職工トハ女工及十五歳未満ノ男工ヲ謂フ、其ノ内十二歳未満ノ者及尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル學齡兒童ヲ本縣ニ於テハ特別保護職工ト名付ク
- 二〇、職工ノ年齢ノ規準 職工ノ年齢ハ戶籍ヲ規準トス故ニ實際ノ年齢ガ戶籍ニ異ルコトアルモ戶籍ノ誤謬ヲ訂正セザル限リハ尙ホ戶籍ニ準據ス
- 二一、年齢ノ起算 工場法規ニ於ケル年齢ハ凡テ出生ノ日ヨリ起算セル満ニ依ルベキモノトス(明治五十二年二月法 第五十號)
- 二二、職工年齢ノ誤謬 保護職工ノ年齢ヲ其ノ言フガ儘ニ信シテ採用シタルニ其ノ年齢ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ相當ノ注意ヲ爲サザルモノトシテ制裁ヲ受クルコトアルベシ
- 二三、真正ノ徒弟 工場法ニ於テ徒弟ト稱スルハ令第二十八條ニ依リ收容スルモノニ限ル、其ノ他ノ者ハ工場ニ於テ假令徒弟ト稱シ居ルモ工場法ニ於テハ職工トシテ取扱フベキモノトス
- 二四、徒弟ノ假裝 職工ニ關スル工場法規ノ規定ノ適用ヲ免レムガ爲ニ徒弟ニ假裝シテ徒弟收容規程ノ認可ヲ申請スルモ詮議セラルル限ニ在ラズ
- 二五、製絲工場ニ於ケル養成女工 製絲工場ニ於ケル養成女工ハ令第二十八條ノ條件ヲ具備セザル以上徒弟ニ非ズ、而シテ現今ノ養成女工ハ真正ナル徒弟トシテ認可シ難キモノ多シ
- 二六、徒弟ノ年齢 工場法上徒弟ノ年齢ニ關シテハ職工ノ年齢ト同様ニ取扱フベキモノトス

第四 職工ノ作業ノ制限

- 一、年少者ノ手傳 職工ガ十二歳未満ノ子妹ヲ同行シ自己ノ仕事ヲ手傳ハシムルコトハ禁ズベキモノトス、但シ法第二條第一項但書及第二項ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二、保護職工ト電動機ノ取扱 左記ノ如キ業務ハ工場法施行規則第五條第四號ニ該當セザルモノトシテ保護職工ヲシテ取扱ハシメ差支ナシ
 - (イ)「リング」精紡機一臺毎ニ電動機ヲ取附ケ之ニ依リテ運轉セシメ管上ケノ都度電動機ノ回轉ヲ停止シ又回轉ヲ始ムル取扱ヲ爲スモノ、但シ電動機ハ五五〇ボルト、八馬力半ニシテ回轉中ノ馬力ハ普通四馬力内外ナリ而シテ「ハンドル」ハ「エボナイト」ニテ絶縁シ電動機ニハ危険防止ノ裝置完備シ取扱上何等ノ危険ナシ
 - (ロ) 力織機一臺毎ニ二二〇ボルト半馬力ノ電動機ヲ床下ニ具ヘ付ケ「ハンドル」ニ依リテ床下ノ「スウイツチ」ヲ開閉シテ織機ヲ運轉スルモノ
- 三、輕易ナル業務 十二歳未満ノ特別保護職工ヲシテ從事セシムルコトヲ得ベキ法第二條第二項ノ輕易ナル業務ハ細則第三條ニ列舉セルガ尙ホ左記ノモノハ同ジク輕易ナル業務ト認ムベキモノトス
 - 製藥、化粧品、化粧石鹼工場ニ於ケル鑿詰、包裝、標紙ノ貼付
 - 麻真田工場ニ於ケル管卷
 - 紙卷煙草用紙吸口製造工場ニ於ケル吸口刺ノ業務(紙製吸口ヲ鑿テ没ス爲メ製板ノ穴ニ刺シ置ブル業務)
 - 紙製荷札製造工場ニ於ケル紙製荷札ノ鳩目貼付、針金通及袋口折ノ業務

- 四、硝子業ノ型押、玉取、玉吹ノ業務
硝子業ノ型押、玉取、玉吹ノ業務ハ規則第六條第六號ノ業務中ニ包含セズ
- 五、襪樓ノ選別ト幼年工
襪樓ノ選別ニ依リ著シク塵埃ヲ飛散スル場所ニ於テハ十五歳未満ノ幼年工ヲ就業セシムルコトヲ得ズ
- 六、鋸機ニ木材ヲ送給スル業務
製板ニ關シ其ノ兩耳ヲ切斷スル迄ノ作業ハ規則第五條第五號ニ包含スルモノトシテ取扱フベシ然レドモ小型ノ木片ヲ小ナル圓鋸ニ送給シ例ヘバ小箱等ヲ製作スルガ如キ作業ハ木材ヲ送給スル業務トシテ取扱フニ及バズ、又製材中ニ其ノ板ト成リタル部分ヲ保持シ之ヲ受取ル作業ハ規則第五條第五號ニ包含ス

第五 就業時間、休日及休憩時間

- 一、就業時間ノ不分割
就業時間ハ始業時刻ヨリ終業時刻迄ヲ通算セル時間ナリ、故ニ例ヘバ午前五時ヨリ十一時迄、午後一時ヨリ七時迄ノ就業ハ通計十四時間ニシテ十二時間ニ非ズ
- 二、就業時間ト暦日
法第三條第一項ノ規定アル所ハ連續シタル十二時間ト解スベキモノニシテ暦日ニ依ルベキモノニ非ズ從テ前夜午後六時ヨリ翌午前六時迄就業シ尙ホ引續キ數時間就業セシムルガ如キハ一日十二時間ヲ超エテ就業セシムルモノニシテ同條ニ違反スルモノナリ
- 三、職工二組以上ノ晝夜交替
女工四十名ヲ要スル工場ニ在リテ三十六名晝間(午前六時ヨリ)作業シ

- 殘余ノ四名ハ夜間(午後六時ヨリ)作業シ二三日乃至一週間ニシテ就業日ヲ轉換シ前記三十六名中ヨリ四名ヲ夜間ニ交替セシメ順次全員ニ及ボシ一巡ノ後反覆スルモノハ法第六條ニ該當スルモノナリ
- 四、職工自身ノ都合ニ依ル就業時間超過
職工自己ノ都合ニ依リ規定ノ就業時間ヲ超エテ就業セル場合ニモ工業主ハ所罰ヲ受クベキモノトス
- 五、停電ト就業時間ノ延長
停電ノ爲ニ休憩ヲ餘儀ナクセラルルコトアルモ其ノ休憩シタル時間ニ相當シタル分丈ケ就業時間ヲ延長スルコトヲ得ズ、但シ法第八條第三項ニ依リ臨時必要アル場合トシテ知事ニ届出ヅレバ一月ニ付七日ヲ超エザル期間ハ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得ルノ途アリ
- 六、掃除ト就業時間
工場内ノ掃除モ就業ナリ、故ニ十二時間ノ就業時間以外ニ於テ職工ヲシテ掃除ニ從事セシムルハ違法ナリ
- 七、就業時間終了後ノ就業
就業時間終了後女工ノ希望ニ依リ工場ヲ貸與シテ就業セシムルハ違法ナリ職工ノ自宅ニ於テ就業スルハ差支ナシ
- 八、器械生絲製造業
生絲製造業ニシテ作業臺ヲ連結シテ煮繭シ其ノ繰絲用蒸氣ヲ汽罐ヨリ共通ニ供給スルガ如キ連結シタル設備ニ依リ蒸氣其ノ他ノ裝置ヲ共用スルモノハ玉絲ニテモ足踏製絲ニテモ規則第三條ノ器械生絲製造ノ業務中ニ包含ス又單ニ日本形水車又ハ其ノ他ノ動力ヲ用井テ器械ヲ運轉シ煮繭ニハ汽罐ノ設備ナク之ニ代フルニ木炭ヲ用井ルモノノ如キモ器械生絲製造ノ業務中ニ包含ス

含ス

九、染色及漂白業

規則第三條第二項ノ織物ノ業務中ニハ獨立セル染色工場又ハ精練漂白工場ニ於ケル業務ハ勿論織物工場ニ附設セル染色及漂白工場ニ於ケル業務ヲ含マズ

一〇、「マニス」麻真田編成ノ業務

「マニラ」麻真田編成ノ業務ハ組物ノ部類ニ屬スルモノニシテ編物ニ非ズ、故ニ規則第三條第二項ニ依リ就業時間ヲ十四時間迄延長スルコトヲ得ズ

一一、織物ノ絲操及下拵ノ業務

織物ノ第一工程タル糸操及下拵ノミヲ自己ノ工場内ニ於テ作業シ製織ハ整經シタル原料ヲ交附シテ出機ニ依リテ製織セシメ居ル工場ニ於テハ絲操及下拵ノミヲ爲スモノハ織物ノ業務ト認メ難キヲ以テ工場法施行規則第三條ニ依リ就業時間ヲ十四時間迄延長スルコトヲ得ズ

トヲ得ズ

一二、麻真田ト編製ノ文字

令第一條第五號ニ「經木真田又ハ麥稗真田ノ編製」ト謂ヒ同第十一號ニ「手工ニ依ル組紐ノ編製」ト謂フモ「編製」ナル文字ハ「作製」ト同意義ニシテ之ヲ以テ麻真田ハ編物ナ

リト論斷スルコトヲ得ズ

一三、編網

漁網ハ編物ナルヲ以テ就業時間ヲ十四時間迄延長シ差支ナシ

一四、織物ト足袋裁縫トノ兼業

織物ト足袋裁縫トヲ兼營スルモノハ織物ノ作業ハ一日十四時間迄就業セシムルコトヲ得ルモ足袋裁縫業ハ十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

一五、織物ト編物

「リボン」、木綿真田織、小巾帯、平織金銀「モール」ハ織物ナリ、麻真田、編上

靴紐、電話及電燈線ノ「コード」等ハ編物ニ非ズ(規則第三條第二項)

一六、撚絲作業ト織物ノ業務

織物ト同一工場内ニ於テ其ノ織物ノ準備工程タル撚絲作業ハ織物ノ業務中ニ包含スレドモ單獨工場ニ於ケル撚絲作業ハ包含セズ(規則第三條第二項)

一七、季節ニ依リ繁忙ナル業務

法第八條第四項ニ所謂季節ニ依リ繁忙ナル業務ノ意義ニ關シテハ細則第八條ニ之ガ公正解釋ヲ示シタリ、即チ益又ハ暮或ハ「クリスマス」ノ如キ或季節ニ於テ注文幅

濶スト云フガ如キ單純ナル商業上ノ原因ニ基クモノハ事業ノ性質上然ルモノニ非ズシテ各事業ニ概

ネ共通ノコトナレバ本條ニ該當セズ、而シテ本條ニ該當スルハ天候等ノ關係又ハ原料處理ノ關係ヨ

リ或季節ノ間特ニ繁忙ナル業務ニ限ルモノニシテ細則第八條ニ掲ゲタル生絲製造業、製茶業、果物

ノ罐詰ニ關スル業務ノ外左記ノ如キモノモ之ニ包含ス

魚貝ノ罐詰業(玉貝、蠔、扇貝、牡蠣ヲ以テ製造スル罐詰)

松茸、筍ノ罐詰業

一八、法第八條第四項ノ「一定ノ期間」

同項中「一定ノ期間」トハ季節ニ依リ繁忙ナリト認ムベキ期間丈ケヲ指スモノナリ、故ニ例ヘバ生絲製造業ノ如キハ大体六月ヨリ十月迄ノ間ニ於テ地方ノ狀況

ニ依リ其ノ期間ヲ定ムベキモノトス

一九、法第八條第四項ノ「百二十日ノ割合」

同項中「一年ニ付百二十日ノ割合」トハ一年ニ對シテ百二十日ノ比例即チ約三分ノ一ノ比例ノ意味ナリ故ニ繁忙ナル期間ヲ三ヶ月トスレバ其ノ約三分ノ一

即チ一ヶ月丈ケハ就業時間一時間ヲ延長スルコトヲ得ルナリ

二〇、法第八條中第三項ト第四項トノ關係 法第八條第四項ハ第三項ノ延長時間ヲ一纏メニ利用セシメムトスル趣意ニシテ第四項ニ依リ認可ヲ受ケタル期間中(認可ヲ受ケタル一定ノ期間ニシテ)ハ第三項ニ依ル就業時間ヲ延長スルコトヲ得ズ(但書)、故ニ例ヘバ三ヶ月ニ付認可ヲ受ケ其ノ約三分ノ一即三十日間一時間ノ就業時間ヲ延長シタリトスレバ總計三十時間ナレドモ第三項ニ依リ毎月七日宛二時間ヲ延長スレバ三ヶ月ニテ四十二時間トナリ通計ニ於テハ第三項ニ依ル方延長時間數多キ結果トナルナリ

二一、臨時必要アル場合 注文輻湊セル場合ノ如キハ法第八條第三項ノ「臨時必要アル場合」ナリ

二二、足袋製造業ト季節繁忙業務 工場法ニ所謂季節ニ依リ繁忙ナル業務トハ業務自体ガ天候其ノ他自然ノ支配ヲ受ケ或季節ニ限リ多忙ナルモノ又ハ原料處理ノ關係ヨリ或期間繁忙ナル事業ヲ謂ヒ單純ナル需用供給ノ關係ヨリ或期間繁忙ナルガ如キ業務ヲ包含セズ從テ足袋製造ノ業務ガ其ノ需用期ノ關係上或期間多忙ナリト謂フガ如キハ工場法ニ所謂季節ニ依リ繁忙ナル業務ト認め難シ

二三、就業時間ノ延長ト許可 規則第三條ニ依リテ器械生絲製造及織物編物ハ工場法施行後數年間就業時間ヲ十四時間迄延長スルコトヲ得ルガ之ハ別ニ許可若ハ認可ヲ受クルノ要ナシ

二四、法第八條ト規則第三條 規則第三條ニ依リ十四時間就業スルコトヲ得ル工場ニ於テモ法第八條ヲ適用シテ更ニ時間ヲ延長スルコトヲ妨ケズ

二五、織物業ノ時間延長 織物業ハ法第八條第三項ニ依リ一月ニ付七日丈ケ就業時間ヲ二時間延長スルコトヲ得ルモ季節ニ依リ繁忙ナル業務ニ非ザルヲ以テ同條第四項ヲ適用シテ就業時間ヲ延長スルコトヲ得ズ

二六、休日ノ意義 一回ノ休日ハ工場ニ出勤セザル連續セル二十四時間ヲ謂フ、而シテ休日ハ曆日ニ從フコトヲ要セズ、即チ必ズシモ晝一夜ノ連續ニ限ラズ夜晝ノ連續ニテモ可ナリ

二七、休日ニ關スル規定ノ適用ヲ受クル職工 工場法ニ依リ休日ニ關スル規定ヲ適用スベキハ保護職工ニ限ル、故ニ工場法第七條第一項中ニ「職工ヲ一組ニ分チ」云々第二項中ニ「職工ヲ二組以上ニ分チ」云々トアル職工ハ凡テ保護職工ヲ指スモノトス

二八、休日ノ繰上 翌月一日ノ休日ヲ三十一日ニ繰上ゲタル場合ニ於テ其ノ繰上ゲタル休日ハ翌月ノ休日ト認め難シ

二九、休日ノ繰替 一日及十五日ノ定休日ヲ原動機故障ノ爲他日ニ繰替ヘムトスルトキハ休日ノ變更トシテ所轄警察官署ニ届出ツルコトヲ要ス

三〇、就業時間ト休憩時間 就業時間中ニハ休憩時間ヲ含ム

三一、休憩時間ト食事 食事ハ休憩時間中ニ之ヲ爲サシメ差支ナシ規定ノ休憩時間内ニ食事其ノ他ノ用辨ヲ爲シ得ザルトキハ休憩時間ヲ延長スルノ外途ナク之ガ爲メ特ニ就業時間ヲ法定以上ニ延長スルコトヲ許サズ

- 三二、休憩時間ノ設ケ方 休憩時間ハ可成就業時間中ニ分割シテ設クルヲ可トス、例ヘバ午前中十五分正午三十分、午後十五分ト云フガ如シ、就業時間ノ最初又ハ最後ニ休憩時間ヲ設クルハ違法ナリ
- 三三、休憩ノ方法 休憩中ハ可成機械ノ運轉ヲ中止シ屋外ニ於テ新鮮ナル空氣ノ中ニ休憩セシムルヲ可トス、又可成工場ノ職工全部一齊ニ休憩セシムルヲ可トス、斯クスル方職工ノ勞働能率ヲ増進シ工場ノ爲利益ナルヲ例トスルナリ

第六 扶 助

- 一、扶助料ト保險金 工業主自ラ保險契約者トナリテ保險料ヲ支拂ヒ職工ヲ被保險者トシテ保險會社ト傷害保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テモ保險會社ヨリ職工ニ支拂フ保險金ハ法第十五條ニ依ル扶助金ニ非ズ又民法上ノ損害賠償ニモ非ザルヲ以テ扶助金額ヨリ右金額ヲ控除スルコトヲ得ザルモノトス
- 二、傳染病ト業務上ノ疾病 工場内ニ於テ傳染病(法定ノ傳染病タルト否トモ問ハズ)ニ感染シタル職工ヲ業務上ノ疾病ニ罹リタル者ト認ムベキヤ否ヤニ付テハ當該職工ガ工場内ニ於ケル業務トシテ傳染病毒ニ感染シタル材料ヲ取扱フ場合其ノ他作業ガ直接ニ傳染病ノ原因タルコト明カナル場合ハ之ヲ業務上ノ疾病ト認ムベキモ之ガ決定ヲ爲スニハ其ノ實際ノ情況ニ依リ具體的事實ヲ精査シテ判斷スベキモノトス

- 三、診断檢案費用ノ負擔者 規則第十四條ハ職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムベキ義務ヲ工業主ニ命ジタルモノナルヲ以テ其ノ結果負傷疾病又ハ死亡ガ業務上ニ基因スルト否トヲ問ハズ診断又ハ檢案ニ要シタル費用ハ工業主ノ負擔トス
- 四、扶助ノ義務アル疾病、負傷及死亡 工場法規ニ依リ工業主ニ於テ扶助スベキ義務アル疾病、負傷及死亡ハ業務ニ基因セルモノニ限ルモノトス
- 五、業務上ノ疾病ト普通ノ疾病トノ區別 細則第十條ニ列舉シアルモノハ業務上ノ疾病ニシテ其ノ他ハ普通ノ疾病ナリ、尤モ細則第十條第七號ニハ概括的ノ規定ヲ設ケアルガ之ハ箇々ノ場合ニ就キ四圍ノ事情ト經過トヲ照合シテ醫師ニ於テ認定スベキモノトス
- 六、醫師ノ取捨 業務上ノ疾病職工ニ對シ工業主ノ費用ヲ以テ療養ヲ施スニ當リ其ノ醫師ガ相當ノ資格ヲ有スル者ナル以上ハ職工ニ於テ醫師ヲ取捨スルコトヲ得ズ
- 七、身體障害ノ程度 令第七條ニ規定セル身體障害ノ程度ハ箇々ノ場合ニ於テ認定スル外一定ノ標準ヲ立テ難シ
- 八、肺患者ノ使用 假令職工本人ノ承諾ヲ得タリト雖苟モ肺患者ヲ使用シタルトキハ規則第八條ノ違反ナリ
- 九、社宅修繕ノ爲ノ負傷 工場内ノ社宅ヲ修繕スル際負傷シタルモノハ職工トシテノ負傷ニ非ザル

- ヲ以テ扶助ノ義務ナシ
- 一〇、職工負傷疾病月報及扶助月報 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ニ限リ毎月職工負傷疾病月報及職工扶助月報ヲ知事ニ提出スルノ義務アリ
- 一一、産婦ノ意義 工場法ニ於テ産婦ト稱スルハ正式ノ分娩又ハ早産ヲ爲セル女工ニシテ流産ヲ爲セルモノヲ含マズ
- 一二、妊婦ノ就業 工場法規ニ於テハ産婦ノ就業ニ對シ制限ヲ規定シタルノミナリ、故ニ妊婦ヲシテ就業セシムルモ違法ニ非ズ
- 一三、疾病負傷等ナキ場合ノ届出 疾病負傷等全クナキトキハ職工疾病負傷月報ヲ提出スルコトヲ要セズ
- 一四、重大ナル過失ノ有無 誤テ調革ニ捲込マレ或ハ「フライホイール」ガ外レ、或ハ蒸汽ノ漏洩等ニ依リテ負傷スルガ如キハ何レモ通例職工ニ重大ナル過失アリト認ムルコトヲ得ズト雖箇々ノ場合ニ前後ノ經過及四圍ノ事情ニ依リテ判定スベキモノトス
- 一五、法定以下ノ扶助 重大ナル過失ノ有無ヲ問ハズ職工ヲ扶助スルノ契約ヲ締結スルモ重大ナル過失ナキ場合ハ法定以下ノ扶助ヲ給スルコトヲ得ズ
- 一六、解雇ト扶助義務 扶助ノ義務ハ職工雇入ト同時ニ發生ス、而シテ假令解雇スルモ尙ホ一ヶ年間ハ扶助義務ヲ存續ス

- 一七、月報ニ登載スベキ負傷疾病 職工負傷疾病月報ニ登載スベキハ業務上ニ基因セルト否トヲ問ハズ凡テ負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日以上休業シタル者ニ限リ記載スベキモノトス
- 一八、扶助ニ關スル意見ノ相違 扶助ニ關シ工業主ト職工ト意見ヲ異ニスルトキハ知事ニ於テ之ヲ調停スルコトアルベシ而シテ尙ホ折合ハザルコトアラバ民事訴訟ノ裁判ヲ受クルノ外致方ナシ
- 一九、未治愈職工ノ使用 工場法施行前所謂業務上ノ疾病ニ罹リタル職工ニ對シテハ扶助ノ義務ナシ然レドモ施行後ニ引續キ其ノ未治愈ノ職工ヲ使用シタル場合ニ於テハ扶助ノ義務アルモノトス
- 二〇、休日ト療養手當 令第六條ノ療養手當ハ工場ニ於テ休日ニハ賃金ヲ支給セザル定アル場合ニ於テモ療養中其ノ休日ニ相當スル分ヲ支給セザルベカラザルモノトス
- 二一、廢業ト扶助 工業主ニ於テ廢業スルモ一度發生シタル扶助義務ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 二二、「同一ノ家」ノ意義 令第十二條中ニ「同一ノ家」トアルハ「同一ノ戸籍」ノ意味ナリ
- 二三、内縁ノ妻 内縁ノ妻ハ令第十條ニ所謂配偶者ニ非ズ又令第十二條第三號ニ所謂同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニモ非ズ故ニ入籍セザル以上ハ遺族扶助料ヲ受クルノ資格ナキモノトス

第七 職工ノ雇入、解雇及周旋

- 一、損害賠償額豫定ノ契約 令第二十四條ハ損害賠償ノ金額ヲ豫メ確定シ置ク契約ヲ締結スルコト

ヲ禁止スルモノニシテ單ニ現實ニ損害アリタルトキ之ヲ賠償スベキ旨ノ契約ヲ爲スヲ禁ズルモノニ非ズ

二、損害賠償額豫定契約ノ相手方 令第二十四條ニ依リ禁止セル損害賠償額豫定契約ハ職工ヲ相手方トスル場合ノミナラズ身元保證人ヲ相手方トスル場合ヲモ含ム

三、賃金時間割ノ契約 定額ヲ支給スベキ職工出勤後業務ニ因ラザル疾病負傷其ノ他自己ノ都合ニ依リ中途退場ヲ爲セル場合ニ事實其ノ勤務セル時間割ニテ賃金ヲ支給スベキ契約ヲ爲スモ差支ナシ

四、浪費ト貯蓄 賃金月拂ハ職工ノ浪費ヲ誘致スベシト憂フルモノアレドモ令第二十四條ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケテ貯蓄ヲ爲サシムレバ何等差支ナカルベシ

五、賃金支拂ノ締切 賃金ノ勘定ヲ月末ニ締切り翌月ニ支拂フハ賃金月拂ノ原則ニ違反スルモノト認ム、但シ例ヘバ二十五日ニ締切りテ其ノ月内ニ支拂ヒ二十六日以降ハ翌月ニ繰下ゲ支拂フガ如キ

六、從前ヨリノ積立金ノ保管 工場法施行前ヨリノ職工積立金ヲ管理スル場合ト雖令第二十五條ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケタルコトヲ要ス

七、工業主ノ給與ニ係ル部分 令第二十四條第二號中ニ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分トハ貯蓄獎勵等ノ目的ニ依リ職工ノ貯蓄金ニ對シ工業主ヨリ補足給與セル金額ノ類ヲ謂フ

八、食事、仕著施、賞與、心付 食事、仕著施、賞與、心付ケ等品質及名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務ノ

報酬ト認メラルル限リハ賃金ト認ムベキモノトス

九、違約ト積立金ノ差押沒收 職工契約ニ違反スルコトアルモ積立金ヲ差押ハ又ハ沒收スルコトヲ得ズ、損害アラバ損害賠償ヲ要求スルノ外ナシ

一〇、賃金中差引貯金 賃金中ノ一部ヲ職工自身ノ名義ニテ貯金ヲ爲シ通帳ハ職工所持シ印鑑ハ親權者保管シ居ル場合ニテモ工業主通帳ヲ受取り賃金ヨリ差引キテ貯金ノ手續ヲ爲ストキハ知事ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス

一一、製絲工場ニ於ケル賃金支拂方法 製絲工場ニ於テ毎月賃金額又ハ得點數ヲ發表シテ賃金ノ内渡ヲ爲シ益暮又ハ翌年一月初旬ニ至リテ之ヲ精算勘定スルガ如キ賃金ノ支拂方法ハ令第三十八條第二項ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ契約スルコトヲ得ズ

一二、職工任意ノ貯蓄 職工ガ支拂ヲ受ケタル賃金中ヨリ任意ニ貯蓄ヲ爲スハ別ニ許可又ハ認可ヲ受ケルノ必要ナシ

一三、同盟罷工ト飯郷旅費 同盟罷工ヲ爲シタル爲解雇セラレタル職工飯郷ノ場合ニハ歸郷旅費ヲ支給スルニ及バズ(令第二七條)

一四、職工ノ郵便貯金 工業主ガ職工ニ郵便貯金ヲ爲サシメ其ノ通帳ヲ工業主ニ於テ保管シ賃金中ヨリ郵便貯金ヲ爲シ其ノ殘部ヲ職工ニ支拂フハ令第二十四條但書ニ依リ許可ヲ第二十五條ニ依リ認可ヲ受クベキモノトス

- 一五、**歸郷旅費ノ計算** 歸郷旅費トハ應募地ノ如何ヲ問ハズ本人ノ本籍地、父母、後見人、戸主其ノ他親族等ノ保護ヲ受クル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ノ居住所迄ノ實費額ヲ謂フ
- 一六、**賃金ノ前拂又ハ假拂** 令第二十二條ハ工業主ガ不當ニ賃金支拂義務ノ履行ヲ遷延スルコトヲ防グノ趣旨ナレバ賃金ノ前拂又ハ假拂ヲ爲スコトヲ妨ケズ
- 一七、**食料等ノ控除** 賃金ノ支拂ニ關シ豫メ契約ヲ以テ定メタルトキハ賃金中ヨリ食料、家賃、米炭等ノ給與品代、旅費、支度金等ノ前賃金ノ月賦額等ヲ控除シテ支拂ヲ爲スコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ工場法規ハ民法ノ規定以外ニ於テ何等別段ノ事項ヲ定メタルモノニ非ズ
- 一八、**職工ニ對スル制裁ト賃金ノ割引** 令第二十四條ニ職工ノ雇入ニ關シ工業主ノ受クベキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ズトアルハ職工ノ雇入ニ關シ工業主ノ受クベキ違約金シタルモノニシテ工業主ガ不當ニ職工ノ雇入關係ノ繼續ヲ強要セムトスルヲ防グノ趣旨ニ外ナラザルヲ以テ職工ニ對スル制裁ノ一方法トシテ賃金ノ割引ヲ爲スコトハ差支ナシ

第八 雜

- 一、**戸籍證明ト手数料** 市町村長ノ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ證明ヲ與フルトキハ手数料ヲ徴スルコトヲ得ザルモ届出受理ノ證明書又ハ戸籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ爲ス場合ニハ手数料ヲ徴スベキモノトス

- 二、**職工ノ制裁** 職工會社ノ服務心得ニ違反シタルトキ相當期間職工ノ出勤ヲ停止シ又長ク欠勤シタルトキ之ヲ除名スル等ノ制裁ハ凡テ差支ナシ
- 三、**工場管理人選任ノ要否** 工場管理人ハ工業主ガ工場法施行区域内ニ居住セザル場合ニハ必ず選任スルコトヲ要ス、其ノ他ノ場合ニ在リテハ之ヲ選任スルト否トハ工業主ノ隨意ナリ
- 四、**工場管理人ノ認可ト届出** 工場管理人ヲ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、支配人中ヨリ選任スルトキハ單ニ知事ニ届出ツレバ可ナリ、其ノ他ノ場合ニハ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 五、**工場管理人ノ資格** 前項ニ説明スルガ如ク届出ノミニテ足ル工場管理人ハ其ノ資格ニ付何等ノ制限ナキモ認可ヲ受クベキ工場管理人ハ細則第十七條各號ニ該當セザルモノナルコトヲ要ス
- 六、**工場管理人選任ノ得失** 工場管理人ヲ選任スレバ工場管理人ハ工業主ニ代リ扶助ノ義務ノ外工場法規上一切ノ責任ヲ負フ、工場管理人ヲ選任セザレバ工業主自ラ一切ノ責ニ當ル、何レモ工業主ノ隨意ナリ
- 七、**職工名簿ノ記載** 苟モ職工ト認ムベキモノナル以上其ノ移動頻繁ナリト雖雇入解雇ノ事實アル毎ニ職工名簿ニ記載ヲ要ス
- 八、**從來使用ノ職工名簿** 從來使用セル職工名簿ニシテ規定ノ様式ニ依ル各欄ヲ具備スルモ單ニ各欄ノ順序ノミ様式ト異ルモノハ職工名簿記載心得二ノ第二項但書ノ規定ニ依リ新名簿調製ニ至ル迄

- ノ間ハ各欄ノ位置ガ様式ノ順序ト異ルモ差支ナシ
- 九、職工名簿ヲ備付クベキ工場 工場數箇所ニ散在スルトキハ各々別箇ノ工場ト認メラルルヲ以テ各工場毎ニ職工名簿ヲ備付ケザルベカラズ
- 一〇、職工ノ詰替 職工ヲ分工場ニ詰替ヘタルトキハ新規雇入ト看做シテ職工名簿ニ記載スベキモノトス
- 一一、工場ノ部局ト職工名簿 職工名簿ハ一工場ニ一冊ニテ足ル故ニ製絲工場ニ於テ絲操部及揚粹部各別ニ備付クルノ必要ナシ
- 一二、本籍ト續柄 職工名簿ノ本籍欄ニハ續柄ヲ記入スルノ必要ナシ

工場法ノ施行 (第一輯) 終

附 錄

一 工 場 法

(明治四十四年三月二十八日
法律第四十六號)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコ

トヲ得ス

第五條

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未滿ノ者及二十歳未滿ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三 晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

キ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條

工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケヘシ
職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條

天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條

工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條

工業主ハ十五歳未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セザルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社

ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルル

六
コトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 工場法施行令

(大正五年八月二日
勅令第九十三號)

第一章 通 則

第一條 左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ農商務大臣ノ定ムル原動

機ヲ用井ルモノハ此ノ限ニ在ラス

菓子、飴又ハ麵麩ノ製造

寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造

清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製造

行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、籐、經木、蔓、莖又ハ藁ノ手工品ノ製造

經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製

「アタン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製

扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造

紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造

形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造

被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

手工ニ依ル組紐ノ編製

刺繡、「レース」、「バテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造

動物ノ剝製

金屬ノ熔融又ハ精煉

水銀ヲ用井ル計器ノ製造

磷寸ノ製造

火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱

塗料又ハ顔料ノ製造

「エーテル」ノ製造

溶劑ヲ用井ル護謨製品ノ製造

脂肪油ノ精製

溶劑ヲ用井ル油脂ノ採收

「ボイル」油ノ製造

礦油ノ蒸溜又ハ精製

乾燥油又ハ溶劑ヲ用井ル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用井ル事業

金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎

織物又ハ編物ノ起毛

製棉

麻ノ梳解

其ノ他農商務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因

ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ

依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラレルコトナシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必用ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中

一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三月以上ニ涉リタルトキハ其

ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治愈シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルト

キハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金百七十日分以上
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百五十日分以上
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ 賃金百日分以上
外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ
- 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金三十日分以上

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテ

ハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第六條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ第五條ノ規定ニ依ル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治愈セサルトキハ工業主ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

- 一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾

病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二 扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 第六條乃至第八條及第十四條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額

二 稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ

發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ

前就業三十日分ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額トス

三 前二號ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但

シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與

ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ之ヲ金額中ニ加算ス

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲

クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付テハ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條 工業主ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地

方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章 職工ノ雇入、解雇及周旋

第二十一條 工業主ハ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條 工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ農商務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求ア

リタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信託金其ノ他何等ノ名義ヲ用ヰルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク之ヲ

返還スヘシ

第二十四條 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ

定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ

許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

二 職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セララルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇備スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若ハ第七條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第四章 徒弟

第二十八條 工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト
- 二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
- 三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セララルルコト

第二十九條 工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 徒弟ノ員數
- 二 徒弟ノ年齡
- 三 指導者ノ資格
- 四 教習ノ事項及期間
- 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 六 休日及休憩ニ關スル事項
- 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法
- 八 給與ノ方法
- 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
- 十 徒弟契約ノ條項

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十五歲未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第二十六條及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第三十一條 地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クス

ルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條 第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用非ルニ拘ラス
職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第五章 罰 則

第三十三條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 地方長官ノ爲シタル扶助規則變更ノ命令ニ違反シタルトキ
- 二 職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用非タルトキ
- 三 第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 四 不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ
- 五 不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ
- 六 第二十五條ノ認可ヲ受ケス又ハ認可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ
- 七 第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ

八 第二十八條第四號ノ規程又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ
工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用非タル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四號若ハ第五號ニ掲クル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメムトスルノ所爲ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用非タル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ
 - 二 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リタルトキ
 - 三 通貨ニ非ラサルモノヲ以テ賃金ヲ支拂ヒタルトキ
- 第三十六條** 本令ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第三十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月内ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇備シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間内ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條 現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限り本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十一條 本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

三 工場法施行規則

(大正五年八月三日
農商務省令第十九號)

第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、

タービン水車、ベルト水車及電動機トス

第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ

第三條 器械生絲製造ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後五年間ハ十四時間迄其ノ後十年間ハ十三時間迄延長スルコトヲ得

織物及絹物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後二年間ハ十四時間迄延長スルコトヲ得

第四條 工場法第五條第一項ニ掲グル業務ノ種類左ノ如シ

- 一 魚介ノ罐詰、罐詰、鹽藏、燻製、煮乾其ノ他腐敗又ハ變質ヲ防止スルニ必要ナル業務
- 果實ノ罐詰又ハ果實酒ノ醸造ニ關スル業務

二 新聞紙ノ印刷ニ關スル業務

第五條 工場法第九條ニ掲グル業務ノ範圍左ノ如シ

- 一 原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪、クラック 曲柄、コンネクティングロッド 連 接 桿、クロスヘッド 聯桿器、ピストンロッド 唧子桿、發電機ノ「コンミニューター」、轉子、銳利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、カフリング 車軸接手
- 又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、検査又ハ修繕スル業務

- 二 危険ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス業務
- 三 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱
- 四 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續
- 五 鋸機ニ木材ヲ送給スル業務
- 六 危険ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍其ノ他危害豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務
- 七 完全ナル柵圍其ノ他ノ危害豫防裝置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

- 一 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務
- 二 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ベンゼン、「アルコホル」ニ硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務
- 三 火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務
- 四 金屬、鑛物、土石、骨、角、檻褸、獸毛、棉、麻、藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ

於ケル業務

- 五 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クロム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務
- 六 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融若ハ煅燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條 工場法第十條ノ規定ハ前條第五號及第六號ニ掲クル業務ニ關シ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條 工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 精神病
 - 二 癩、肺結核、喉頭結核
 - 三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病
 - 四 微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病
 - 五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病
- 工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシ

テ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス
工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場
合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ
此ノ限ニ在ラス

第九條 工業主ハ産後五週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後三週日ヲ經過シ
タル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 地方長官ハ前二條ニ掲クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命ス
ルコトヲ得

第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一號ニ依ル

第十二條 工業主ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十三條 工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシム
ヘシ

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業
主ハ遲滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第十五條 工場法施行令第十六條第一號ノ定額又ハ第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナ
キ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金

又ハ給與ヲ定ム

第十六條 職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條 職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於
テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條 職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタ
ル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條 工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘ
キ場合左ノ如シ

一 職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ

二 職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

三 其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地
方長官ニ差出スヘシ

第二十二條 工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ
 - 二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ
 - 三 第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
- 第二十三條 工業主扶助規則ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ一月前ニ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第二十四條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第二十五條 第八條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者、第十條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者及職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第二十六條 第二十二條乃至第二十四條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第二十七條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第二十八條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

職工名簿記載心得

- 一 職工名簿ハ職工毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハカード式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス
各欄ノ位置ハ本様式ニ掲グル順序ニ依ルヘシ但シ本則施行ノ際使用スル職工名簿ニ付テハ新名簿調製ニ至ル迄ノ間從前ノ順序ニ依ルコトヲ得
- 三 職工名簿ハ職工ノ業務別、男女別又ハ女工及十五歳未満ノ男工ト其ノ他ノ職工ト區別スル等便宜ニ從ヒ各別ニ之ヲ調製スルコトヲ妨ケス
- 四 履歷欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歷ノ概略ヲ記載スヘシ
- 五 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日、雇入期間ノ定アルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 六 解雇欄ニハ解雇ノ年月日、事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 七 職工死亡シタルトキハ本欄ニ其年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ
雜欄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
イ 女子及十五歳未満ノ男工カ同一日ニ於テ他工場ニモ就業スル場合ニ於テハ他工場ニ於ケル就業時間(工場法第三條第三項)ノ職工カ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ヲ豫告シタルトキハ其ノ氏名、住所、職工トノ關係及豫告ノ年月日(工場法施行令第十二條但書)
- 八 尙本欄ニハ工業主ニ於テ必要ト認ムル雜件ヲ記載スルモノトス
各票作成ノ當務者ハ雜欄其ノ他便宜ノ場所ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

(様式第三號)

大正 年 月 分		職工負傷疾病月報										工場名			
氏名	生年月	業務別 男女別	休業日數	病名又 ノハ種類	發病日 ノハ日附	結		職工總數		未 治癒ノ爲 翌月へ繰越	○	○	○	○	○
						治癒ノ日	死亡ノ日	解雇ノ日	職工總數 男工						

職工負傷疾病月報記載心得

- 一 本月報用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス
- 二 本月報ニハ業務上ト否トチ間ハス負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限り記載スヘシ但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ
- 三 同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- 四 負傷及疾病ハ各別ニ取纏メテ記載スヘシ負傷ト疾病ト用紙ヲ別ニスルモ妨ナシ
- 五 職工總數欄ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工ノ總數ヲ記載スヘシ
- 六 業務別男女別欄ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混棉部男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、織布工場ニ於テハ整理部女工等ニ準シ記載スヘシ
- 七 休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ
- 八 月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ三日又ハ夫レ以上トナシタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- 九 未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入り治癒シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿タスト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
- 十 病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ
- 十一 結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治癒シタル者ハ治癒ノ日附、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治癒セサル者ニ付テハ未治癒ノ爲翌月ノ繰越欄ニ〇印ヲ附スヘシ

326
221

326
221

終

